

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

5-1 都市機能誘導区域の設定方針

(1) 都市機能誘導区域とは

医療・福祉・商業・行政サービスなどの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供が図られることを目的とした区域であり、原則として居住誘導区域内において設定されるものになります。

また、立地適正化計画作成の手引きでは、都市機能誘導区域の望ましい区域像として、以下の考え方方が示されています。

都市機能誘導区域の望ましい区域像（立地適正化計画作成の手引き）

- 各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域。

(2) 都市機能誘導区域の設定方針

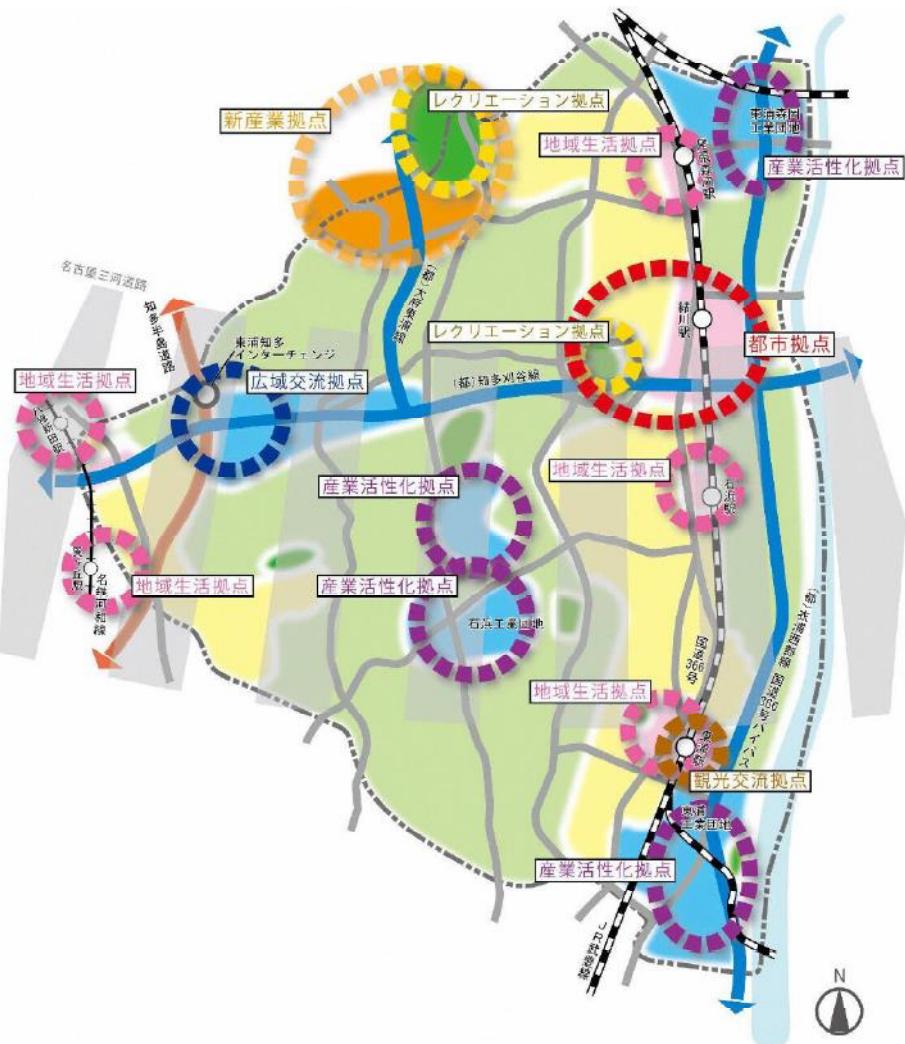
目指すべき都市構造及び都市計画マスターplanの拠点の位置付けを踏まえ、都市拠点のJR緒川駅周辺及び地域生活拠点・観光交流拠点のJR東浦駅周辺に都市機能誘導区域を設定します。

表 都市計画マスターplanにおける拠点の位置付け

拠点	位置付け	都市機能誘導区域設定の有無
都市拠点	<p>JR緒川駅周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本町内のみならず、町外を含めた多くの人々が行き交うにぎわいの中心として大規模施設を核に個性や魅力のある都市機能が集積 ●誰もが利用しやすい交通結節機能を持った、本町の発展をけん引する「まちの顔」 	本町の「まちの顔」として、多くの人が利用する都市機能の誘導を図る必要があるため、 都市機能誘導区域に設定します。
地域生活拠点	<p>JR尾張森岡駅・JR石浜駅・JR東浦駅 ・名鉄翼ヶ丘駅・名鉄八幡新田駅周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域住民のための生活機能が集積した利便性の高い生活環境を形成 	<p>各地域で一定以上の人口規模・人口密度を保つことで、各種施設の撤退を防止し、地域生活拠点における生活機能の集積を維持していくますが、生活機能は駅周辺だけに誘導する機能ではないため、都市機能誘導区域には設定しません。</p> <p>なお、名鉄駅周辺の町西部の市街化区域においては、周辺自治体の位置付けと共に、周辺の土地利用状況、(都)名古屋半田線及び(都)知多刈谷線をはじめとする幹線道路の整備の進捗と合わせた都市機能誘導区域の設定を必要に応じて検討していきます。</p>

拠点	位置付け	都市機能誘導区域設定の有無
広域交流拠点	東浦知多 IC周辺 ●自動車交通の玄関口 ●工業地や物流施設の立地を促進	都市機能誘導区域は、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する区域であり、拠点の位置付けを踏まえると、こうした都市機能の誘導は想定されないため、 都市機能誘導区域には設定しません。
産業活性化拠点	森岡地域、緒川・石浜地域、藤江地域の工業地 ●既存産業の操業環境の向上・維持 ●新規企業の積極的な誘致	
レクリエーション拠点	あいち健康の森公園・於大公園 ●周辺施設との連携を図っていき、公園の回遊性を持たせられるような施設展開を検討	
新産業拠点	あいち健康の森周辺 ●健康・医療・福祉・介護関連などの企業誘致を促進	
観光交流拠点	JR 東浦駅周辺 ●6次産業化のための拠点形成や歴史や郷土を感じられる観光資源との連携を図ることで、多くの人がにぎわい、地域の活力を向上	JR 東浦駅周辺については、観光交流拠点として、にぎわい創出・地域活力の向上に資する広域から多くの人の利用が想定される機能の誘導を図るため、 都市機能誘導区域に設定します。

図 将来都市構造図（都市計画マスタープラン）



5-2 誘導施設の検討

(1) 都市機能増進施設の整理

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定するものです。都市機能増進施設とは、居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものとされています。（都市再生特別措置法第81条第1項）

都市計画運用指針を参照し、本町の都市機能増進施設を8つ（医療施設、社会福祉施設、高齢化の中で必要性の高まる施設、子育て支援施設、教育施設、文化施設、商業施設、行政施設）に分類します。

誘導施設として定められる施設（都市計画運用指針）

誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の**医療施設**、老人デイサービスセンター等の**社会福祉施設**、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の**高齢化の中で必要性の高まる施設**
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の**子育て支援施設**、
小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の**文化施設**や、スーパーマーケット等の**商業施設**
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の**行政施設**

などを定めることが考えられる。

(2) 誘導施設の設定方針

誘導施設検討にあたって、都市機能誘導区域を設定する拠点の位置付けを踏まえ、各拠点における都市機能の誘導方針を以下のように設定します。

表 都市機能の誘導方針

拠点	都市機能の誘導方針
都市拠点 <u>JR緒川駅周辺</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●広域から多くの利用客が集まる大型商業施設をはじめ、本町内のみならず、町外を含めた多くの人々が集まり交流する機能の維持・充実を図ります。 ●町役場をはじめとする公共公益施設が集積しており、町の中心としてこうした町民全体に公共サービスを提供する機能の維持・充実を図ります。
地域生活拠点・観光交流拠点 <u>JR東浦駅周辺</u>	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの人がにぎわい、地域の活力向上に資する都市機能の誘導を図ります。

都市機能誘導区域を設定する都市拠点の JR 緒川駅周辺は、都市機能の誘導方針に基づき、町の中心となる拠点として、町民全体や町外の方が利用する都市機能の誘導を図ることが必要です。このため、本町の都市機能増進施設が有する機能を、「広域機能」「地域機能」「生活機能」の3種類に分類し、より広域から多くの町民などが利用することが想定される「広域機能」に該当する都市機能を誘導施設に設定することを検討します。

また、都市拠点及び観光交流拠点におけるにぎわい創出や地域活力に資する施設を地域活性化施設として町独自に設定することを検討します。

図 都市機能の分類及び誘導する拠点のイメージ

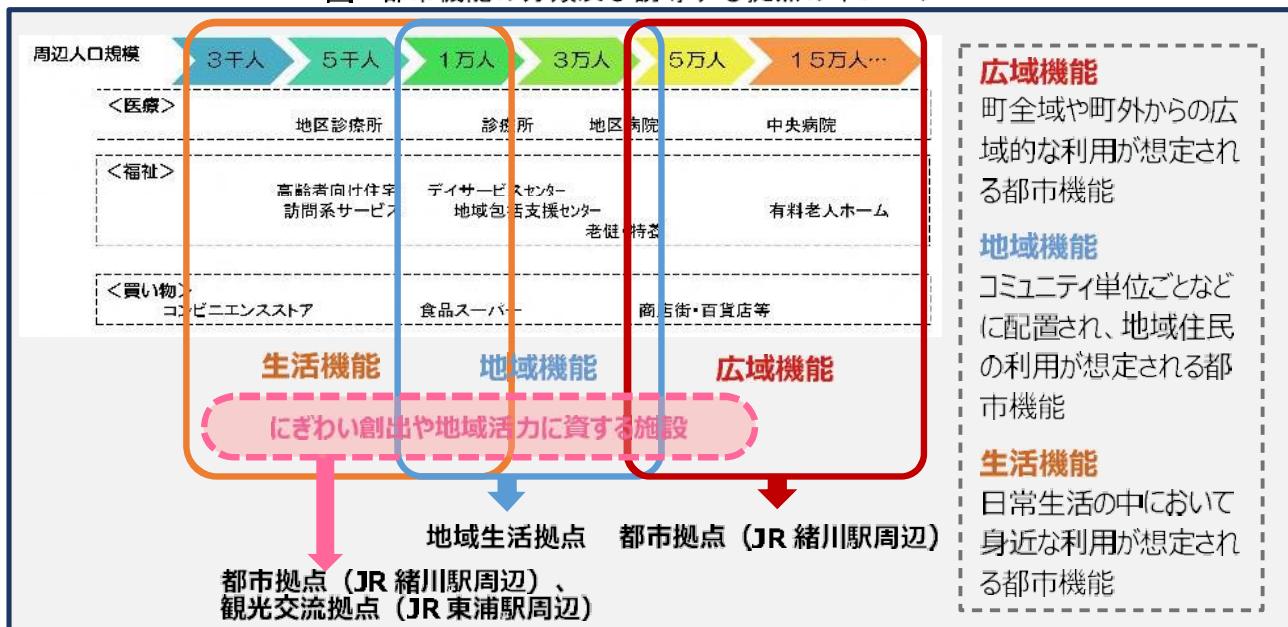


図 都市機能分布図 (JR 緒川駅周辺)

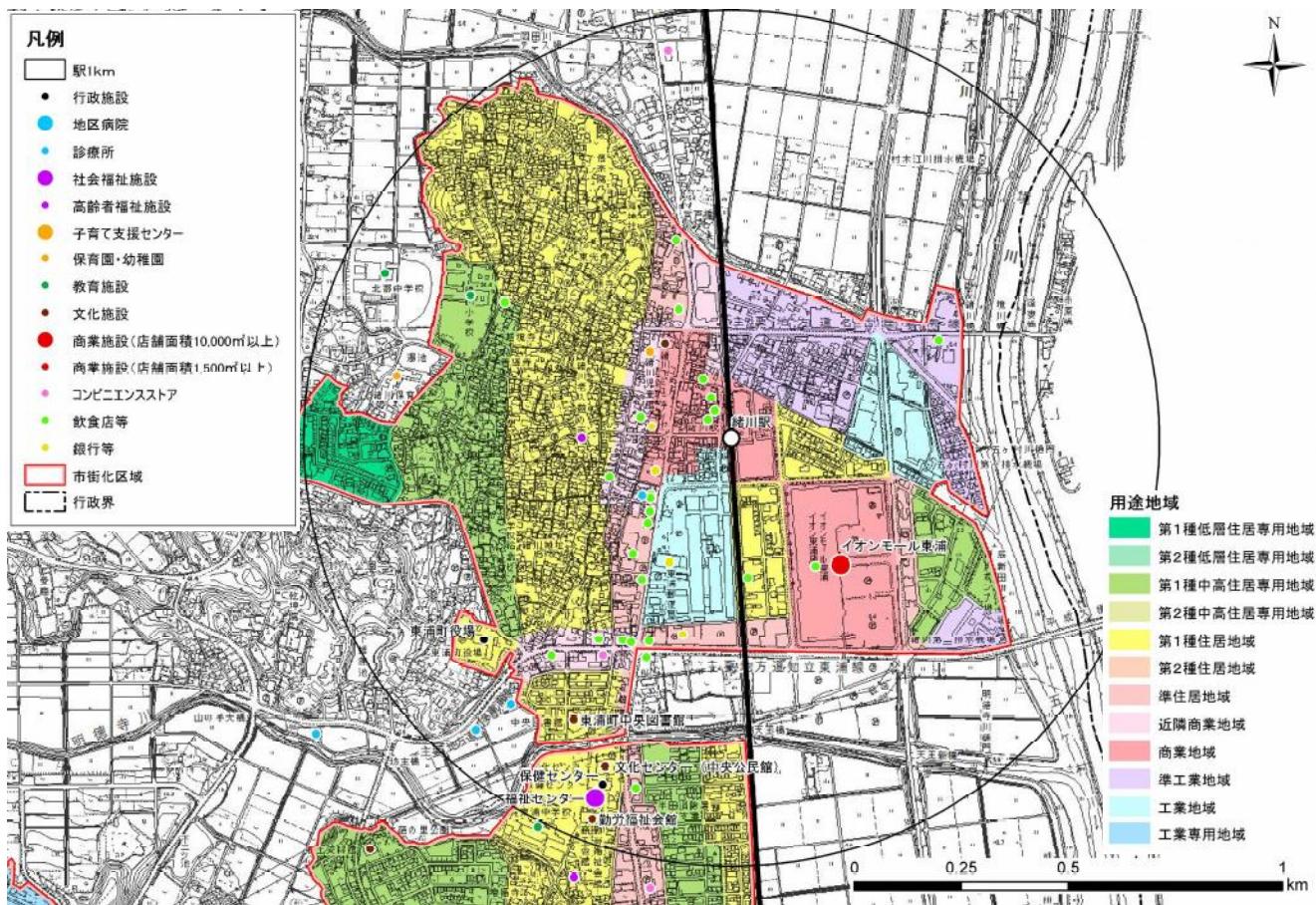


図 都市機能分布図 (JR 東浦駅周辺)

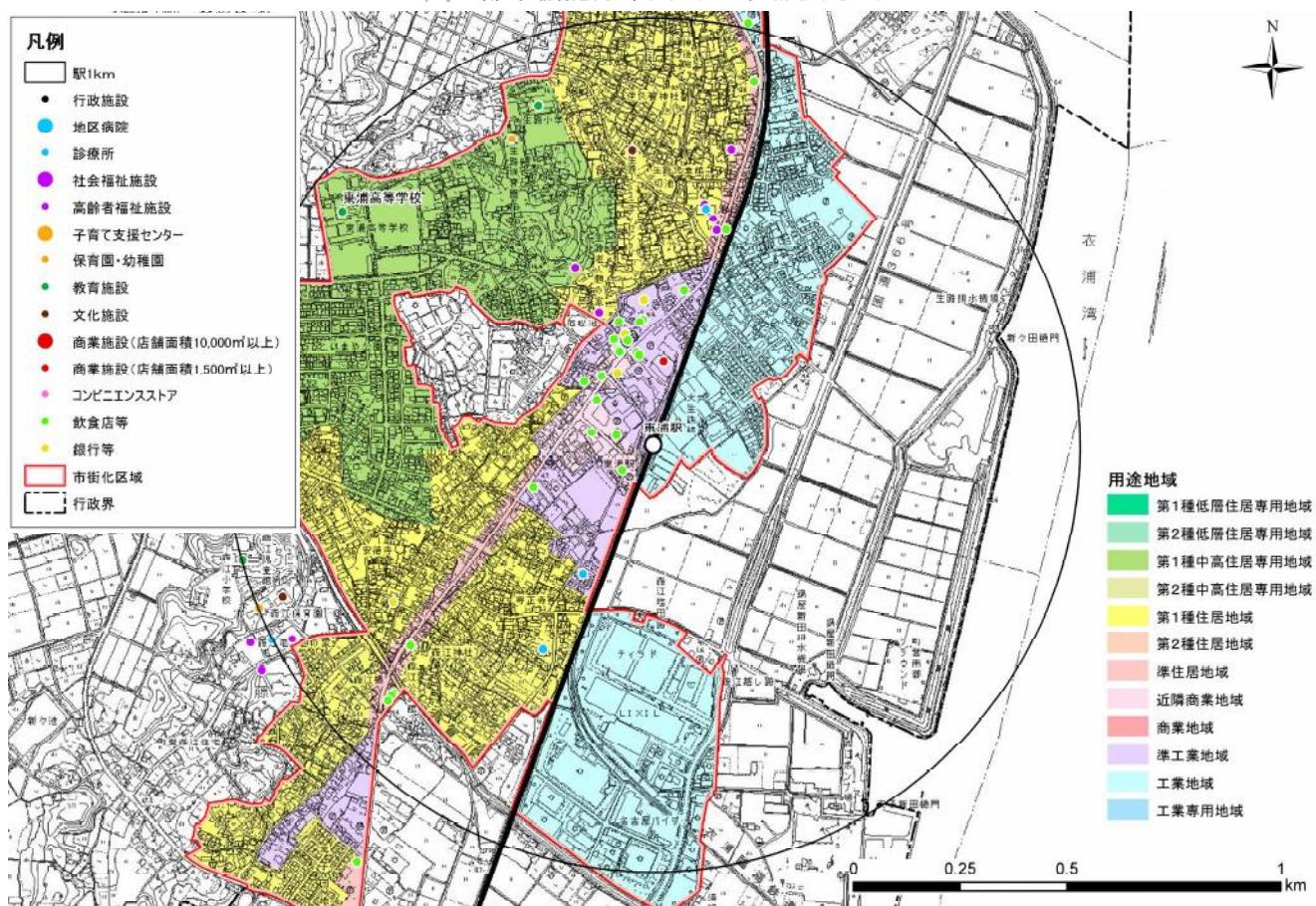


表 都市機能増進施設及び機能分類

種別	都市機能増進施設	機能分類			にぎ わい 創出	立地状況（広域機能）	
		広域 機能	地域 機能	生活 機能		JR 緒川 駅周辺	JR 東浦 駅周辺
医療施設	地区病院		●				
	診療所			●			
社会福祉施設	保健センター	●				●	
	福祉センター	●				●	
	あいち健康プラザ	●					
高齢化の中で 必要性の高ま る施設	通所系介護施設			●			
	訪問系介護施設			●			
	小規模多機能施設			●			
子育て支援施設	総合子育て支援センター	●					
	保育園		●	●			
	なかよし学園	●					
	幼稚園・認定こども園		●	●			
教育施設	小学校		●				
	中学校		●				
	高等学校	●			●		●
	大学・短期大学・専修学校	○			●		
文化施設	中央図書館	●				●	
	文化センター	●				●	
	勤労福祉会館	●				●	
	コミュニティセンター		●				
	郷土資料館	●					
	ふれあいセンター・体育館	●	●				
商業施設	商業施設(店舗面積 10,000 m ² 以上)	●			●	●	
	商業施設(店舗面積 1,500 m ² 以上)		●	●	●		
	コンビニエンスストア			●			
	飲食店等			●	●		
	銀行等			●			
行政施設	観光交流施設	○			●		
	町役場	●				●	

(3) 誘導施設の設定

誘導施設の設定方針に基づき、「広域機能」に該当する施設を誘導施設（法定）に設定します。この際、既に立地している施設の維持を図るものと「維持型」、新たに立地を図るものと「誘導型」に分類します。

さらに、にぎわい創出や地域活力に資する施設を地域活性化施設（独自）として設定します。

① JR緒川駅周辺の誘導施設（法定）

【保健センター】（社会福祉施設）

●保健センターは、1施設で町民の健康の保持及び増進を図るためのサービスを提供する施設ですが、災害発生時に救護の拠点としての機能を発揮する必要がありますが、防災重点エリア内に立地しています。このため、今後、都市機能誘導区域内での維持も含め検討を進めることとし、現段階では誘導施設には設定しません。

【福祉センター】（社会福祉施設）

●福祉センターは、1施設で町民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るためのサービスを提供する施設です。また、災害発生時にボランティアセンターなどとして活用されることが想定されている施設でもありますが、防災重点エリア内に立地しています。このため、今後、都市機能誘導区域内での維持も含め検討を進めることとし、現段階では誘導施設には設定しません。

【大学・短期大学・専修学校】（教育施設）

- 町民などの学びの場の提供及び、交流の場の創出を図るため誘導施設に設定します。
- 学校教育法第1条に定める大学及び高等専修学校。
- 専修学校設置基準を満たすもの。

【中央図書館】（文化施設）

●中央図書館は、1施設で町民の教育と文化の発展に寄与するためのサービスを提供する施設であり、町の中心となる都市拠点に立地することが効率的なサービス提供にもつながることから、既にJR緒川駅周辺に立地する中央図書館の維持・充実のため誘導施設に設定します。

【文化センター】（文化施設）

●文化センターは、1施設で町民の多様な交流に関わるサービスを提供する施設であり、町の中心となる都市拠点に立地することが効率的なサービス提供にもつながることから、既にJR緒川駅周辺に立地する文化センターの維持・充実のため誘導施設に設定します。

【勤労福祉社会館】（文化施設）

●勤労福祉社会館は、1施設で勤労者の福祉の増進を図るためのサービスを提供する施設であり、町の中心となる都市拠点に立地することが効率的なサービス提供にもつながることから、既にJR緒川駅周辺に立地する勤労福祉社会館の維持・充実のため誘導施設に設定します。

【商業施設（店舗面積10,000m²以上）】（商業施設）

●広域機能に該当する商業施設（店舗面積10,000m²以上）がJR緒川駅周辺に立地しており、地域住民の方の交流の場の提供及びにぎわい創出を図ることから機能の維持・充実のため誘導施設に設定します。

【町役場】（行政施設）

- 町役場は、1施設で町民全体に行政サービス全般を提供する施設であり、町の中心となる都市拠点に立地することが効率的なサービス提供にもつながることから、既にJR緒川駅周辺に立地する町役場の維持・充実のため誘導施設に設定します。

② JR東浦駅周辺の誘導施設（法定）

【大学・短期大学・専修学校】（教育施設）

- 町民などの学びの場の提供及び、交流の場の創出を図るため誘導施設に設定します。
- 学校教育法第1条に定める大学及び高等専修学校。
- 専修学校設置基準を満たすもの。

③ 地域活性化施設【JR緒川駅周辺・JR東浦駅周辺共通】（独自）

【飲食店等】（商業施設）

- 本町は、人口当たりの飲食店などの数が他市町に比べて少ないとことから、にぎわい、地域コミュニティの創出を図るため誘導施設に設定します。

（例）空き家などを活用したカフェ、地域特産を活かした商店など、店舗面積150m²以下の店舗

【業務施設】（その他施設）

- 新型コロナウイルスを契機として新たな生活様式が定着しつつある中、職住近接を望む世帯の定住促進、昼間人口増加に資するため、業務施設を誘導施設として設定します。

（例）ワーキングスペースを完備した業務施設など

【観光交流施設】（商業施設）

- 地域住民の日常生活の利便性の向上を配慮し、新たな商業や交流を生み出す土地利用を計画的に整備する方針であり、本町及び知多・西三河地域の特産を活かし、にぎわいと地域活力向上を図るため誘導施設に設定します。

例えば、本町及び知多・西三河地域の特産品やイチゴなどを活用し、生産・加工・販売を一体的に行う6次産業化のための拠点形成や、歴史や郷土を感じられる観光資源との連携を図ることで、多くの人にぎわい、地域活力を向上させる新たな拠点。

（例）農業等体験型施設、東浦町の特産品などを取り扱う施設、多様な飲食店等が集まった施設、観光案内施設、博物館、資料館、地域交流施設など

表 誘導施設

種別	誘導施設（法定）			
	JR 緒川駅周辺	●:維持型 ○:誘導型	JR 東浦駅周辺	●:維持型 ○:誘導型
医療施設	—		—	
社会福祉施設	—		—	
高齢化の中で必要性の高まる施設	—		—	
子育て支援施設	—		—	
教育施設	大学・短期大学・専修学校 (サテライトキャンパス)	○	大学・短期大学・専修学校 (サテライトキャンパス)	○
文化施設	中央図書館、文化センタ ー、勤労福祉会館	●	—	
商業施設	商業施設(店舗面積 10,000 m ² 以上)	●	—	
行政施設	町役場	●	—	

種別	地域活性化施設（独自）（※届出不要）			
	JR 緒川駅周辺	●:維持型 ○:誘導型	JR 東浦駅周辺	●:維持型 ○:誘導型
商業施設	飲食店等 観光交流施設	○	飲食店等 観光交流施設	○
その他施設	業務施設	○	業務施設	○

●：維持型（既に立地している施設の維持を図るもの）

○：誘導型（新たに立地を図るもの）

5-3 都市機能誘導区域の検討

都市機能誘導区域は、鉄道駅の利用圏を基本としつつ、誘導施設の立地可能性を踏まえて商業系用途地域を基本に設定します。さらに、既に誘導施設が立地する地区を都市機能誘導区域に含めることとし、以下に都市機能誘導区域を定めます。

これにより、市街化区域を基本に定めた居住誘導区域内において分布する地域機能・生活機能の役割を果たす都市機能の適切な維持・充実を促進しつつ、都市機能誘導区域の設定により JR 緒川駅及び JR 東浦駅周辺に広域機能の役割を果たす都市機能やにぎわい創出に資する都市機能（地域活性化施設）の維持及び誘導を図ります。また、前章で防災重点エリアに位置付けた居住誘導区域と重複する都市機能誘導区域については、防災指針に定める防災対策を推進していくこととします。

図 都市機能誘導区域

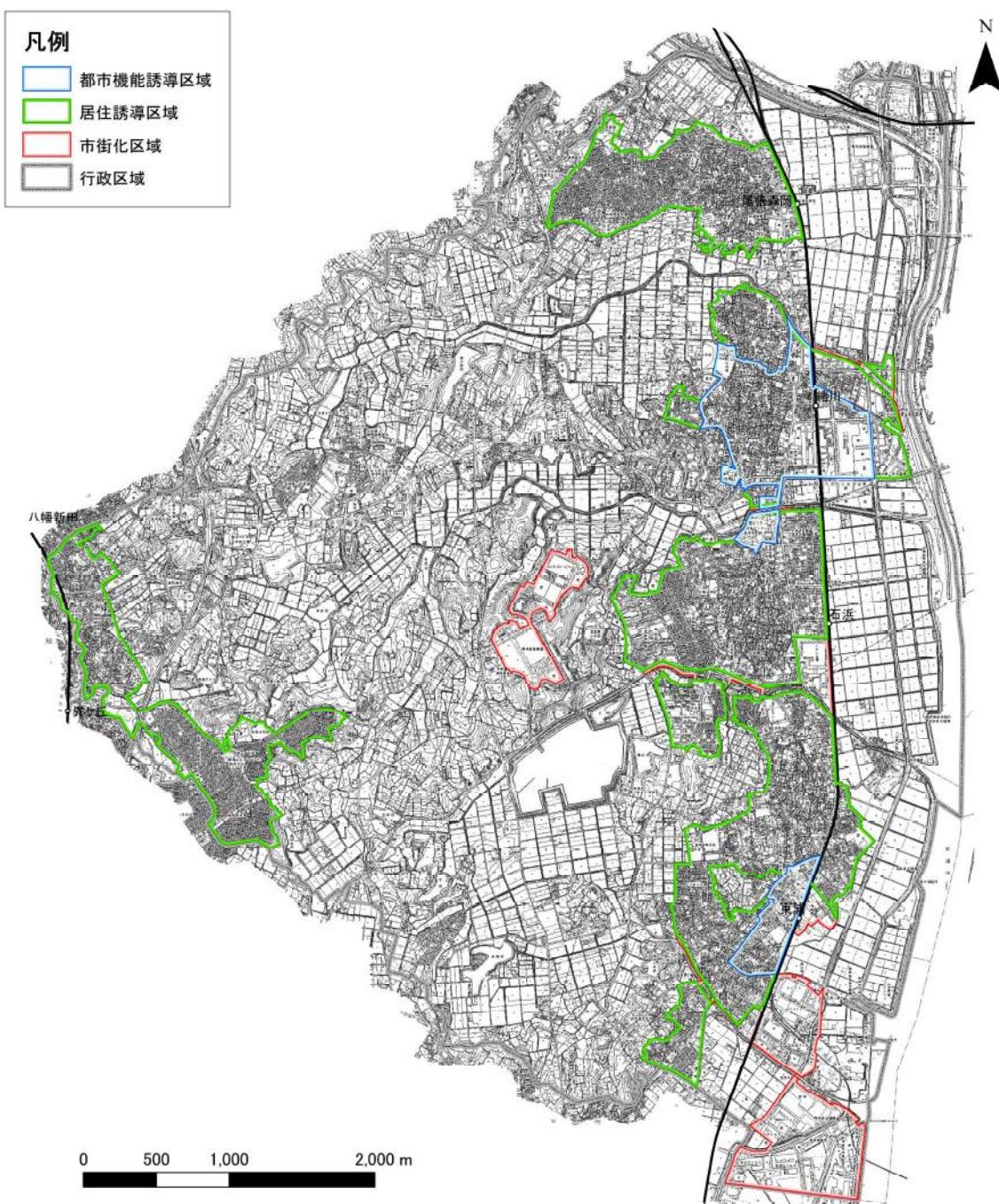
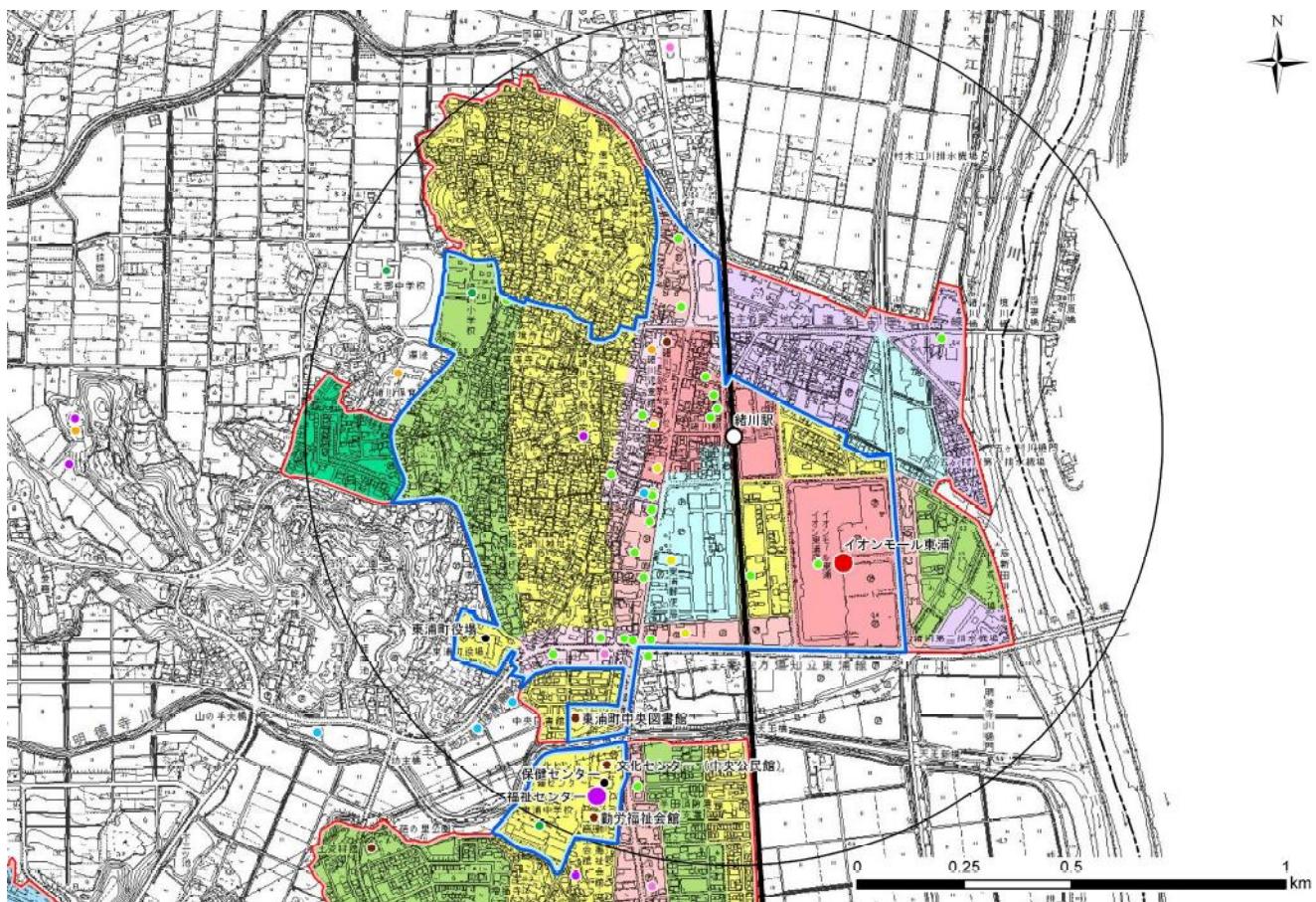


図 都市機能誘導区域 (JR 緒川駅周辺)



凡例

■ 都市機能誘導区域

□ 駅1km

● 行政施設

● 地区病院

● 診療所

● 社会福祉施設

● 高齢者福祉施設

● 子育て支援センター

● 保育園・幼稚園等

● 教育施設

● 文化施設

● 商業施設(店舗面積10,000m²以上)● 商業施設(店舗面積1,500m²以上)

● コンビニエンスストア

● 飲食店等

● 銀行等

□ 市街化区域

□ 行政界

用途地域

■ 第1種低層住居専用地域

■ 第2種低層住居専用地域

■ 第1種中高住居専用地域

■ 第2種中高住居専用地域

■ 第1種住居地域

■ 第2種住居地域

■ 準住居地域

■ 近隣商業地域

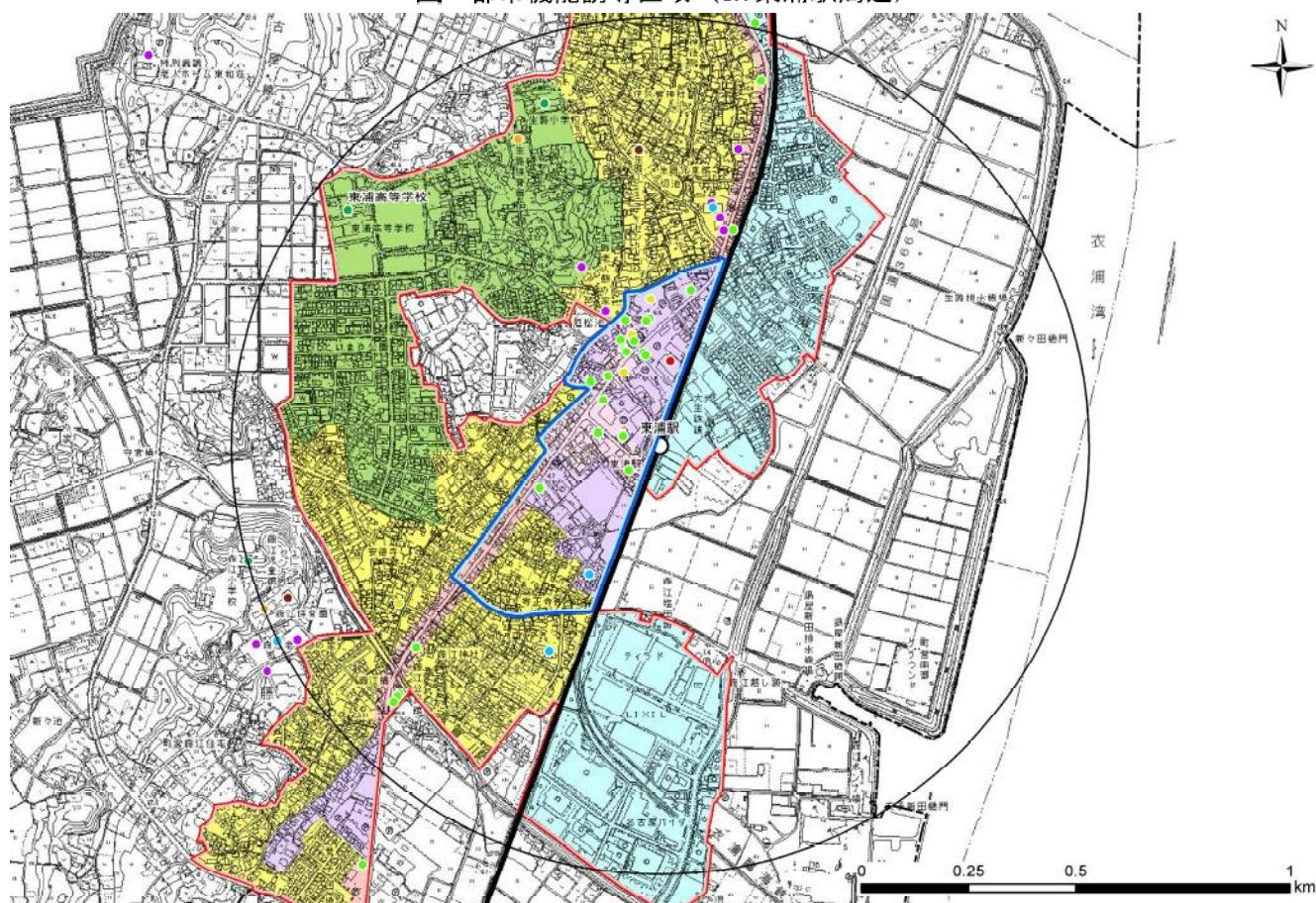
■ 商業地域

■ 準工業地域

■ 工業地域

■ 工業専用地域

図 都市機能誘導区域（JR 東浦駅周辺）



凡例

 都市機能誘導区域

 駅1km

- 行政施設
- 地区病院
- 診療所
- 社会福祉施設
- 高齢者福祉施設
- 子育て支援センター
- 保育園・幼稚園等
- 教育施設
- 文化施設
- 商業施設(店舗面積10,000m²以上)
- 商業施設(店舗面積1,500m²以上)
- コンビニエンスストア
- 飲食店等
- 銀行等

 市街化区域

 行政界

用途地域

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| | 第1種低層住居専用地域 |
| | 第2種低層住居専用地域 |
| | 第1種中高層住居専用地域 |
| | 第2種中高層住居専用地域 |
| | 第1種住居地域 |
| | 第2種住居地域 |
| | 準住居地域 |
| | 近隣商業地域 |
| | 商業地域 |
| | 準工業地域 |
| | 工業地域 |
| | 工業専用地域 |

第6章 誘導施策

6-1 都市機能誘導区域に関する施策

都市機能誘導区域内において、以下のような施策により誘導施設の維持・誘導を図るとともに、都市機能誘導区域におけるにぎわい創出や地域活力の向上を図ります。

■公共施設の維持・充実

緒川駅
周辺

- ・JR 緒川駅周辺の都市機能誘導区域では、町役場をはじめとする公共施設が集積しており、今後も区域内での維持・充実を図ります。
- ・民間の資金やノウハウを活用した公民連携による公共施設の充実について検討します。
- ・本町を含む衣浦定住自立圏を形成する刈谷市、知立市、高浜市をはじめ広域的な連携により公共施設のサービスを充実することで利用促進を図ります。

■空き家の利活用による飲食店等の誘導

緒川駅
周辺 東浦駅
周辺

- ・JR 緒川駅周辺及び JR 東浦駅周辺においては、にぎわい、地域コミュニティの創出に向けて、空き家の利活用による飲食店、コワーキングスペースやシェアオフィスを完備した業務施設などの立地誘導を図るため、空き家の改修費や家賃補助などを検討します。

■誘導施設整備への支援施策

緒川駅
周辺 東浦駅
周辺

- ・誘導施設に対する税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融上の支援措置といった国等が直接行う施策を活用します。

■駅周辺のにぎわい創出

緒川駅
周辺 東浦駅
周辺

- ・JR 緒川駅周辺は、町の交通結節点を有する拠点であるため、イベントや社会実験の開催などを通じて、駅前広場のオープンスペースや高架下空きスペースなどの活用、または新たなオープンスペースの設置などを図ります。
- ・JR 東浦駅周辺において、駅前広場、ロータリーなどの駅関連施設の整備や、にぎわいと地域活力の向上に向けた主要な幹線道路利用者の休憩施設を兼ねることもできる観光交流施設や飲食店等の立地に向けた検討を行います。
- ・JR 緒川駅周辺及び JR 東浦駅周辺においては、にぎわい創出に資する昼間人口の増加に向けて、コワーキングスペースやシェアオフィスを完備した業務施設などの立地誘導を検討します。
- ・鉄道駅周辺における誘導施設などの立地誘導や都市基盤施設の整備に当たっては、都市再生整備計画事業などの活用を検討します。

■浸水時の避難などに有効な建築物の立地促進

緒川駅
周辺 東浦駅
周辺

- ・今後立地する施設について、中層、高層の建築物を推奨し、地域住民などの緊急時の避難施設として機能するような整備を促進し、民間などとの協働により安全なまちづくりを検討します。

■防災重点エリアにおける防災対策の推進

- ・都市機能誘導区域の内、防災重点エリアに設定した地域については、防災指針に定める取組を関係機関、府内各課や地域と連携して推進することで、安心して住み続けられるまちづくり進めます。

6-2 居住誘導区域に関する施策

居住誘導区域をはじめとする地域において、以下のような施策により良好な居住環境を確保することで、町内での居住継続や新たな居住者の誘導を図ります。

■生活利便施設の適正配置

- ・医療施設（内科・外科）、福祉施設（介護施設）の徒歩圏人口カバー率は9割を超えており、現在の施設分布の維持・充実を促進します。
- ・商業施設の徒歩圏カバー率は約5割にとどまっており、徒歩圏外の居住者の利便性を確保するため、公共交通などによる商業施設へのアクセス性向上を図ります。
- ・また、商業施設の現在の施設分布の維持を図るとともに、JR石浜駅周辺では幹線道路沿道における商業系用途地域への商業施設の立地誘導を図ります。
- ・さらに、名鉄翼ヶ丘駅周辺では(都)知多刈谷線、(都)名古屋半田線の整備と併せた沿道整備による商業施設の立地誘導を検討します。

■空き家・空き地の利活用

- ・既成市街地において増加傾向にある空き家の発生抑制及び利活用を検討します。なお、特に、空き家となっている古民家などの優れた建物の効果的な利活用を検討します。また、空き地などについても利活用を検討します。

■定住の促進・地域の活性化

- ・子育てや介護における不安や負担を軽減する環境をつくり、定住の促進と地域の活性化を図ります。現在、新たに三世代で同居または近居するための住宅を取得する方に対し補助制度を実施しております、この取組などを推進します。

■住工混在の解消に向けた用途地域の見直し

- ・石浜地区の「片山・川尻地区」および生路地区の「線路東地区」では、紡績工場などが立地していた工業地域で、工場の廃業、移転などにより、住宅地への転換が進む地区であるため、住居系の用途地域への見直し、または、より詳細な土地利用の規制誘導を図るために特別用途地区などの指定の検討を行います。

■都市計画道路の整備

- ・土地区画整理事業などと一体的に都市計画道路の整備 ((都)養父森岡線) を促進します。また、単独でも都市計画道路 ((都)名古屋半田線) の整備を促進します。
- ・上記の他、都市計画道路の未整備区間の整備を順次、推進及び促進します。
- ・JR 緒川駅周辺の利便性向上に向けて(都)緒川南北線の整備を図ります。
- ・JR 東浦駅周辺の交通ネットワーク形成に向けて(都)藤江線の整備を図ります。

■地区の重要な道路の整備

- ・拡幅計画路線の中で、整備による効果が大きい路線について、整備を推進します。
- ・生活道路（避難するための道路にも有効）の整備として、建物の建替えなどの際に、用地を確保することにより、狭あい道路の拡幅や歩道の設置などの整備を推進します。

■浸水時の避難などに有効な建築物の立地促進

- ・今後立地する施設について、中層、高層の建築物を推奨し、地域住民などの緊急時の避難施設として機能するような整備を促進し、民間などとの協働により安全なまちづくりを検討します。

■防災重点エリアにおける防災対策の推進

- ・居住誘導区域の内、防災重点エリアに設定した地域については、防災指針に定める取組を関係機関、府内各課や地域と連携して推進することで、安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

■老朽化した都市インフラの計画的改修

- ・整備された都市計画道路、都市公園など都市インフラの老朽化が急速に進行しており、居住誘導区域において計画的な改修、更新を進め、生活の安全性や利便性の維持・向上を図ります。

6-3 公共交通ネットワークに関する施策

以下のような公共交通ネットワークに係る施策により、東浦町地域公共交通計画に掲げる『移動しやすく交流を生む「おでかけ」環境の実現』を図ります。

■鉄道駅の利便性向上の促進

- ・JR 尾張森岡駅は、駅前広場やロータリーなどがないため、用地確保などの課題はありますが、駅前広場などの整備やバリアフリー化を検討します。
- ・JR 緒川駅周辺は、町の交通結節点を有する拠点であるため、イベントや社会実験の開催などを通して、駅前広場のオープンスペースや高架下空きスペースなどの活用、または新たなオープンスペースの設置などを図り、滞在時間が増加するような空間の形成を目指します。
- ・JR 石浜駅は、現在バリアフリー化が進んでいないことから、バリアフリー化を検討します。
- ・JR 東浦駅は、現在西側には駅前広場や改札口などはあるものの東側ではなく、駅東側の住宅が増加し、駅へのアクセスが不便な区域もあるため、東側における駅前広場や改札口などの整備を検討します。
- ・町外の名鉄巽ヶ丘駅は、知多市、阿久比町と連携して、駅前空間の整備や利便性の向上の検討、協議を行います。
- ・鉄道利用の促進を図るため、各駅周辺の適地において、駐車場の確保などによりパークアンドライドを推進します。

■既存バス路線の利便性向上

- ・町運行バス「う・ら・ら」、路線バスの経路及びダイヤの見直しを随時実施します。

■新たな公共交通の導入検討

- ・現在、運行されているバス路線では満たせない19時～21時の移動需要を補うとともに、タクシー需要を創出するための対策を実施します。
- ・町運行バス「う・ら・ら」では入れない丘陵地などの住宅街から、JR 武豊線駅などまでの移動手段を確保するグリーンスローモビリティなどの導入を検討します。
- ・住民も利用できる公共交通となるよう、企業送迎バスなどの公共交通化・共同運行化の働きかけを行います。

■公共交通の利用促進

- ・路線バス、タクシーなどを含む町内公共交通を網羅的に案内するパンフレットの作成を行います。
- ・町運行バス「う・ら・ら」のダイヤ改正を行う際には、路線図、時刻表の配布、町内施設への配架を実施します。
- ・地域に出向き、乗り方の勉強や公共交通に関するワークショップなどの開催を行います。

6-4 届出制度の運用

都市機能誘導区域及び居住誘導区域に係る届出制度を以下のように運用します。

■都市機能誘導区域に係る届出

- ・都市再生特別措置法に基づく届出制度を運用することにより、誘導施設の立地動向を把握し、今後の施策検討や事業者への情報提供を図ります。
- ・都市機能誘導区域外において誘導施設の整備を行う場合、または都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合は、その行為に着手する30日前までに町長への届出が必要です。

【都市機能誘導区域外における行為】

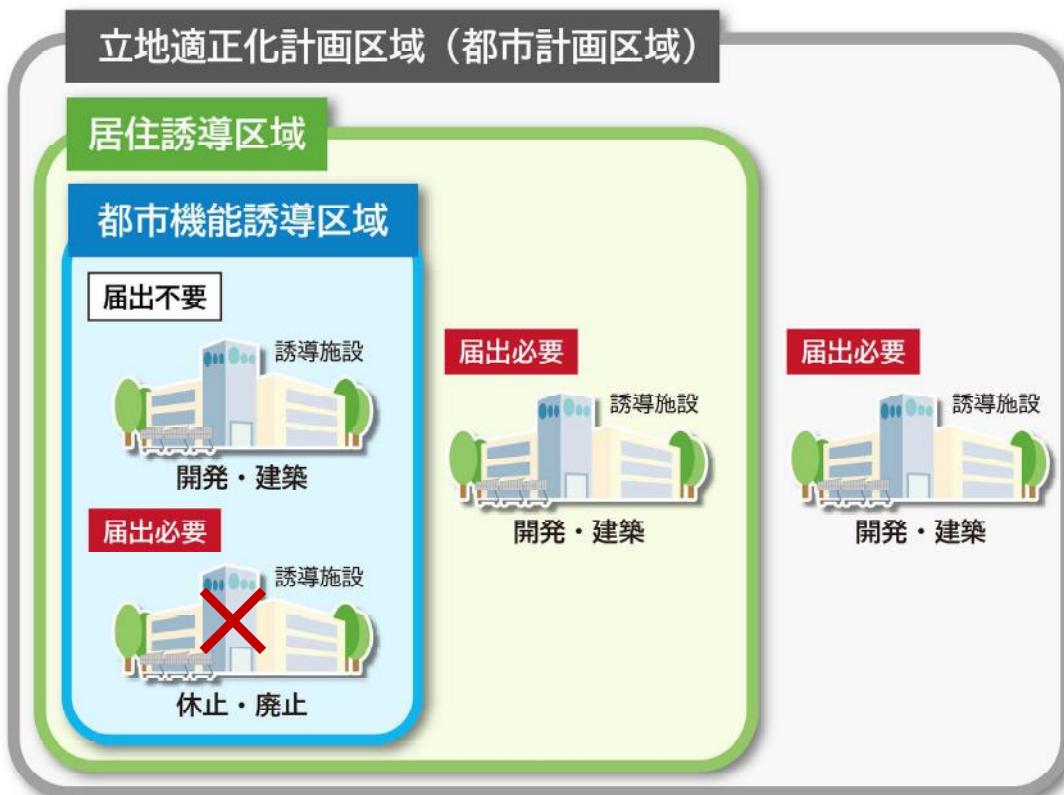
- ・都市機能誘導区域外では、法第108条第1項の規定により、誘導施設の開発行為及び建築等行為を行おうとする場合には町長への届出が必要です。

開発行為	建築等行為
誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	誘導施設を有する建築物の新築、改築もしくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

【都市機能誘導区域内における行為】

- ・都市機能誘導区域内では、法第108条の2第1項の規定により、誘導施設を休止又は廃止をしようとする場合には町長への届出が必要です。

図表 届出対象のイメージ（資料：国土交通省）



■居住誘導区域に係る届出

- ・都市再生特別措置法に基づく届出制度を運用することにより、一定規模以上の住宅の立地動向を把握し、今後の施策検討や事業者への情報提供を図ります。

【居住誘導区域外における行為】

- ・居住誘導区域外では、法第 88 条第 1 項の規定により、以下のような開発行為または建築等行為を行おうとする場合には、その行為に着手する 30 日前までに町長への届出が必要です。

開発行為	建築等行為
<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示（3戸の開発行為）】</p> 	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示（3戸の建築行為）】</p> 
<p>② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000m³以上の規模のもの 【例示（1,300m³、1戸の開発行為）】</p> 	<p>【例示（1戸の建築行為）】</p> 
<p>【例示（800m³、2戸の開発行為）】</p> 	<p>② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3戸以上の住宅とする場合</p>

第7章 防災指針

災害ハザードが想定されている範囲を居住誘導区域から除外することは、既に市街地が形成されていることが多く現実的に困難なことが想定されます。このため、居住誘導区域で災害ハザードが想定されているエリアにおいては、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

このため、防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るために指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるものです。

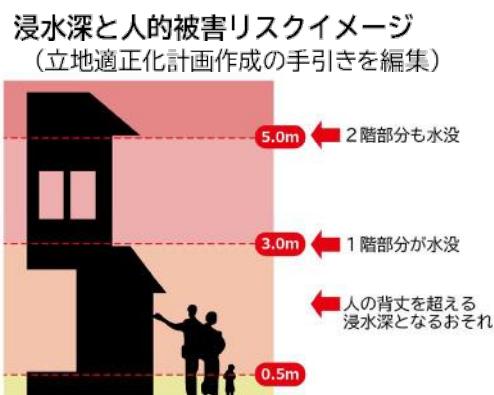
立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）を参照し、以下のフローを基本に防災指針を整理します。

図 防災指針の検討フロー

7-1 災害ハザードの整理と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

(1) 災害ハザードの整理

- ・本町において想定している災害ハザードについて、災害種別、発生確率などの情報を収集・整理
- ・水災害については、国資料を参考して浸水深と想定される被害の関連性などを踏まえて整理



津波浸水深に関する参考指標（南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）（H24年）

浸水深	想定される被害など
3m	木造家屋のほとんどが全壊する
2m	木造家屋の半数が全壊する
1m	津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなる
0.3m	避難行動がとれなく(動くことができなくなる)

(2) 災害ハザードが想定される地域の抽出

- ・災害ハザード情報の整理を踏まえて災害ハザードが想定される地域を抽出

(3) 地域ごとの防災上の課題の整理

- ・抽出した地域について、災害種別に防災上の課題を整理

7-2 防災まちづくり取組方針の検討

(1) 防災まちづくりの考え方の整理

- ・防災上の課題を踏まえた防災まちづくりの考え方を整理

(2) 取組方針

- ・防災まちづくりに基づき取組方針を整理

7-3 具体的な取組、スケジュール

- ・具体的な取組及びスケジュール（短期・中期・長期）を整理

※目標値は評価指標で設定

7-1 災害ハザードの整理と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

(1) 災害ハザードの整理

本町において想定されている災害ハザード情報は以下のようないわがあります。

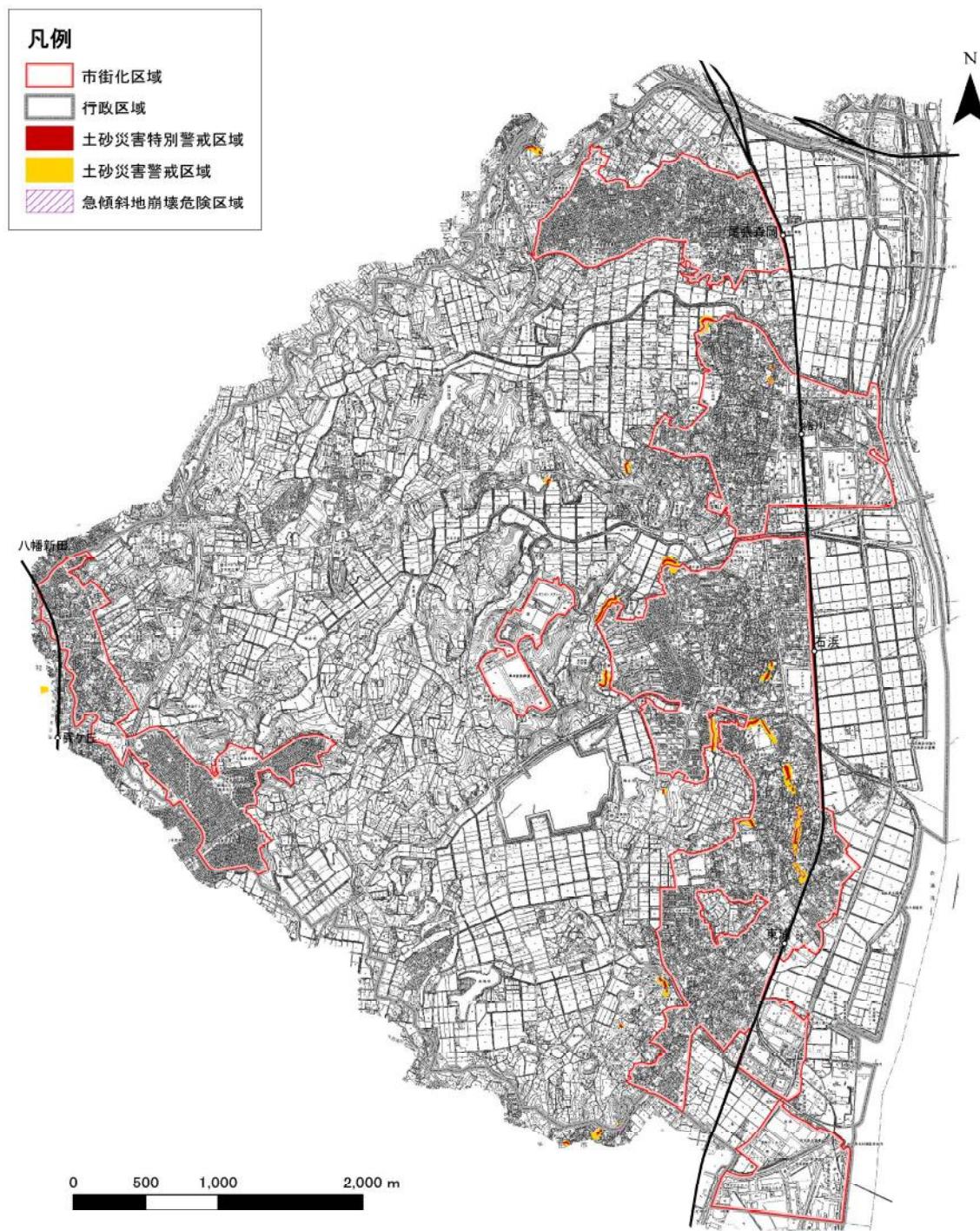
表 本町において想定されている災害ハザード情報

種別	発生確率 ・規模	区域
土砂 災害	—	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域
	—	(参考)大規模盛土造成地 ※以下のいずれかに該当するもの 谷埋め型…谷を埋めて、平坦面を確保した造成宅地で、盛土の面積が 3,000 m ² 以上のもの 腹付け型…傾斜地に盛土した造成宅地で、地山(盛土前の地盤)が 20 度以上、かつ盛土の高さが 5m 以上のもの
水災害	L1	洪水浸水想定区域(計画規模) ※河川整備において基本となる降雨による浸水(100 年に一度の確率) ※シミュレーションの前提となる 24 時間総雨量:境川流域 411 mm、逢妻川流域 410 mm ※水防法で指定された河川において作成する浸水想定区域に加えて、水防法の指定区間外(上流部や支川)について作成された浸水予想図(境川、阿久比川 鎌池川)を含む
		(参考)高潮浸水想定区域(伊勢湾台風規模) ※伊勢湾台風規模(50~150 年に一度の確率)による浸水 ※中心気圧 940 hPa で、高潮偏差が最大となる代表台風コースを通り、海岸堤防などの構造物については、決壊しない条件でシミュレーション
		(参考)内水浸水想定区域 ※100 年に一度の確率の降雨 ※出典:東浦町上下水道課によるシミュレーション結果
		(参考)内水浸水想定区域 ※10 年に一度の確率の降雨 ※出典:東浦町上下水道課によるシミュレーション結果
	L2	洪水浸水想定区域(想定最大規模) ※想定し得る最大規模の降雨(千年に一度の確率)による浸水 ※シミュレーションの前提となる 24 時間総雨量:境川流域 760 mm、逢妻川流域 765 mm ※水防法で指定された河川において作成する浸水想定区域に加えて、水防法の指定区間外(上流部や支川)について作成された浸水予想図(境川、阿久比川 鎌池川)を含む
		津波災害警戒区域 ※最大クラス(千年以上に一度の確率)の津波を対象に浸水の区域及び水深を設定 ※内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(H24.8.29)の想定地震津波(マグニチュード 9.1)を想定
		高潮浸水想定区域(想定最大規模) ※室戸台風規模(5 百年から数千年に一度の確率)による浸水 ※中心気圧 910 hPa で、高潮偏差が最大となる代表台風コースを通り、海岸堤防などの構造物が設計条件に達した時点で決壊する条件でシミュレーション
		(参考)内水浸水想定区域(想定最大) ※想定し得る最大規模の降雨(千年に一度の確率) ※出典:東浦町上下水道課によるシミュレーション結果
		(参考)ため池浸水想定区域 ※満水の水が溜まっているため池の堤体が決壊した場合の浸水
L1		・洪水は各河川整備における計画に定められた規模の災害(計画規模) ・高潮は過去に発生した最大規模の災害(伊勢湾台風規模) ・内水は 10 年~100 年に 1 度の確率で発生する降雨による災害
L2		・洪水、津波、高潮、内水における発生頻度は低いいものの、想定し得る最大規模の災害

■土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害が想定されている地区は町東部の市街化調整区域に分布する傾向にありますが、市街化区域の一部でも見られ、また、住宅も立地しています。

図 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域

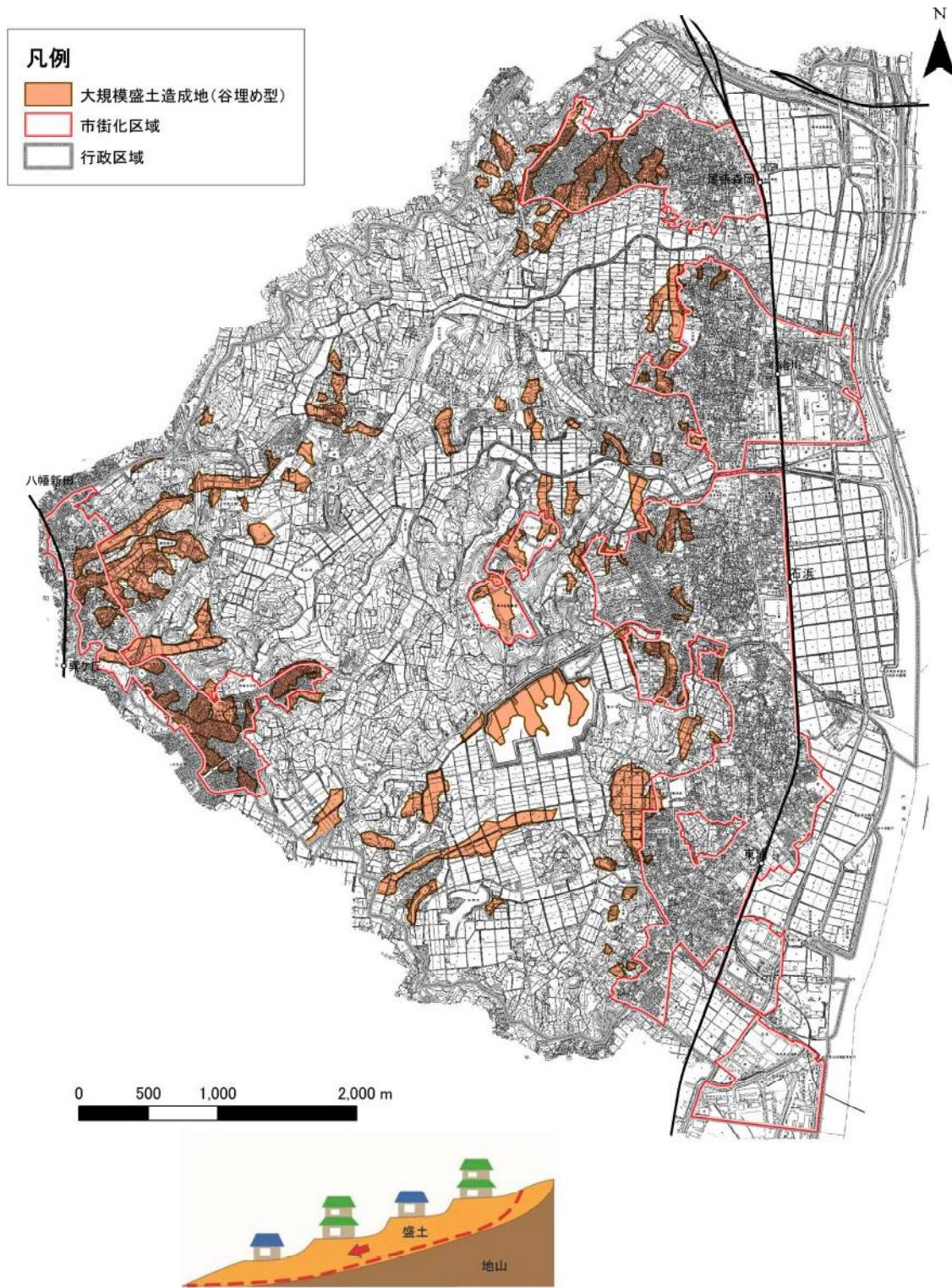


【資料:愛知県オープンデータ】

(参考) 大規模盛土造成地

今後調査を実施していく大規模盛土造成地は、本町全域に分布しており、市街化区域の住宅団地においてもみられます。なお、下図は平成28年度実施の第一次スクリーニング（地形図を重ね合わせて標高を比較することにより抽出）のものであり、今後さらに調査を実施していきます。

図 大規模盛土造成地



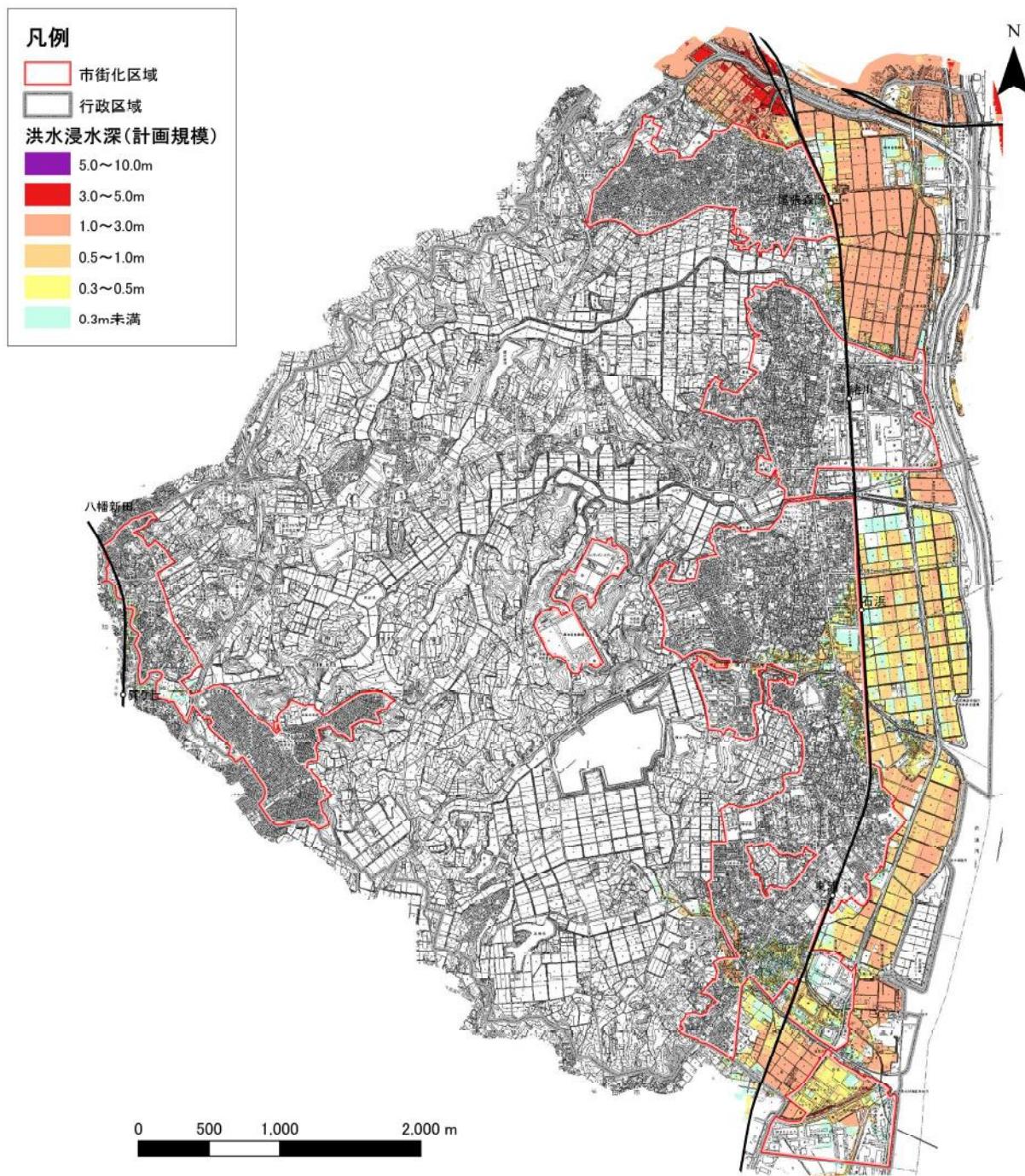
【資料:町資料】

※大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドラインの解説（国土交通省）より

■洪水浸水想定区域（計画規模）

町東部の鉄道東側の市街化調整区域を中心に浸水想定区域が広がっています。また、床上浸水被害が想定される浸水深 0.5m以上の浸水想定区域が市街化区域の一部でみられます。ハード整備には長期間を要するため、それまでの間は想定される浸水に対する対策が必要です。

図 洪水浸水想定区域（計画規模）



※河川整備において基本となる降雨による浸水(100 年に一度の確率)

※シミュレーションの前提となる 24 時間総雨量:境川流域 411 mm、逢妻川流域 410 mm

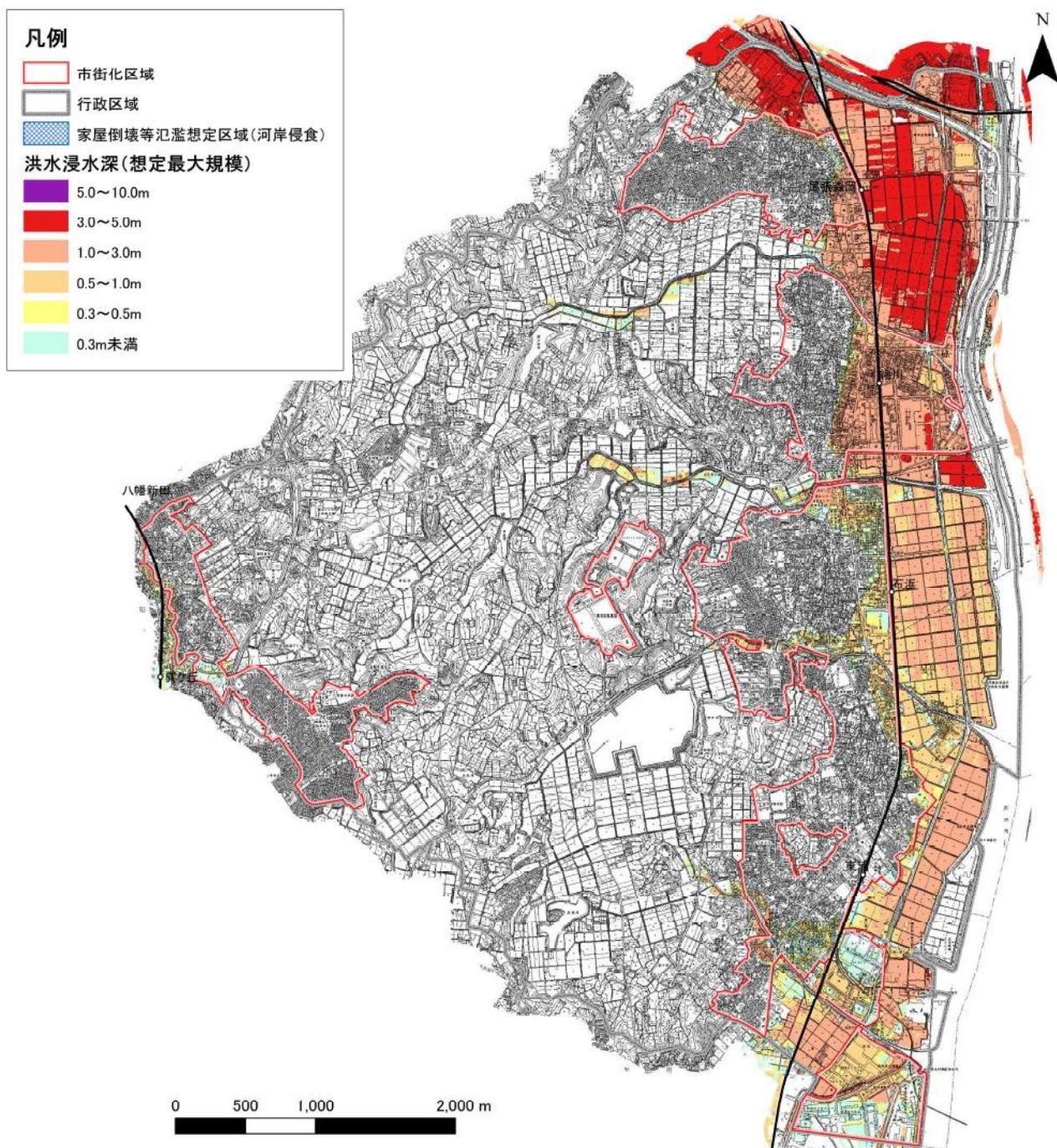
※水防法で指定された河川において作成する浸水想定区域に加えて、水防法の指定区間外(上流部や支川)について作成された浸水予想図(境川、阿久比川 鎌池川)についても図示

【資料:愛知県資料】

■洪水浸水想定区域（想定最大規模）

町東部の市街化調整区域を中心に浸水想定区域となっています。計画規模と比較して鉄道の西側まで浸水想定区域が広がっています。床上浸水被害が想定される浸水深 0.5m以上の浸水想定区域が鉄道駅西側の市街化区域にもみられますが、垂直避難が困難な浸水深 3.0m以上の浸水は市街化区域ではほとんどみられません。一方、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）が町内を流れる各河川沿いの地域でみられ、一部で住宅も立地しています。

図 洪水浸水想定区域（想定最大規模）



※想定し得る最大規模の降雨(千年に一度の確率)による浸水

※シミュレーションの前提となる 24 時間総雨量:境川流域 760 mm、逢妻川流域 765 mm

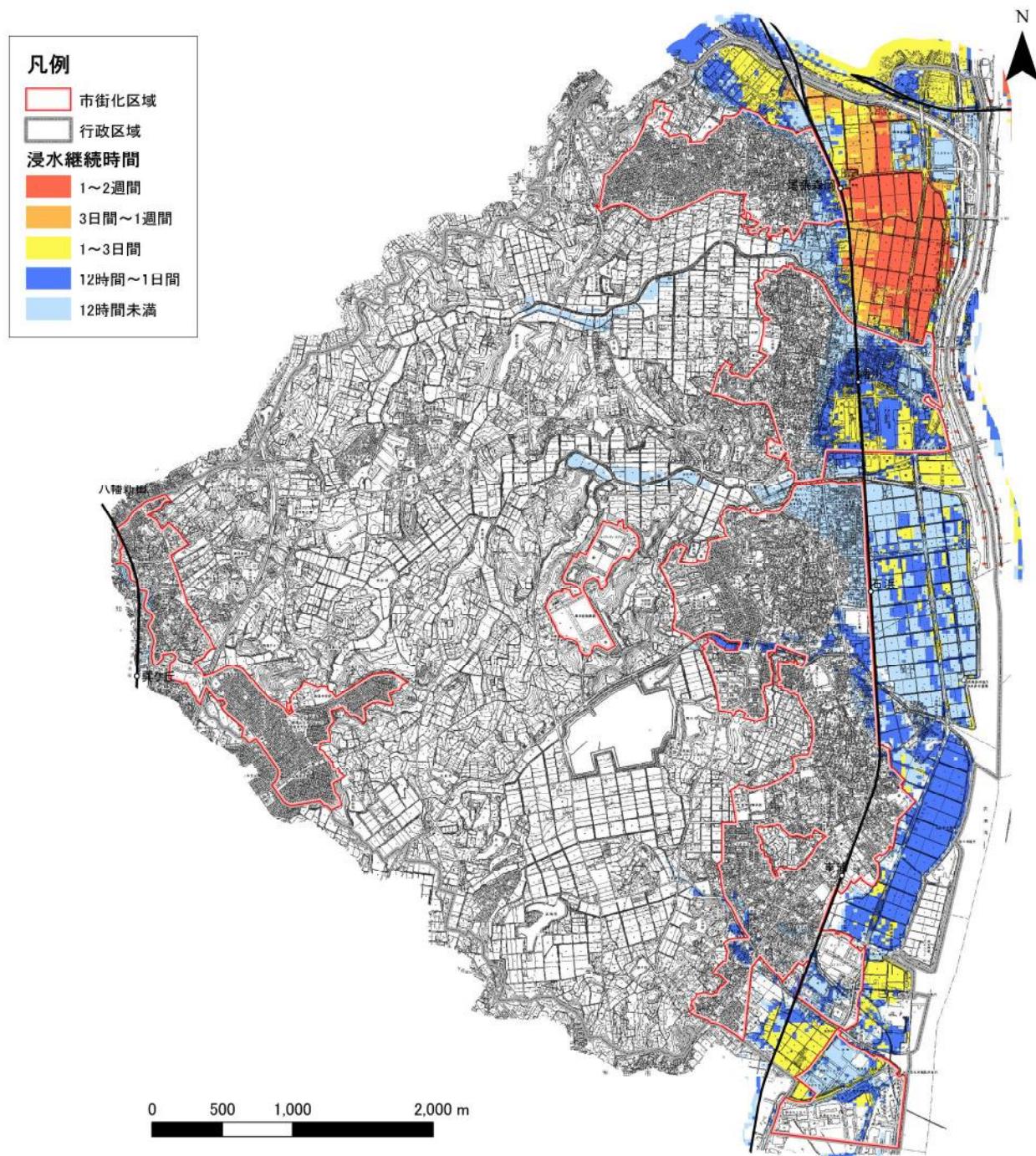
※水防法で指定された河川において作成する浸水想定区域に加えて、水防法の指定区間外(上流部や支川)について作成された浸水予想図(境川、阿久比川 鎌池川)を含む

【資料:愛知県資料】

■洪水浸水想定区域（想定最大規模：浸水継続時間）

想定最大規模の洪水による浸水深0.5m以上の浸水想定区域における浸水継続時間をみると、JR尾張森岡駅周辺の市街化調整区域の農地では3日～2週間と長期の浸水が予想されています。市街化区域では、JR緒川駅周辺で1～3日間の浸水が予想されていますが、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされる3日以上の孤立が想定される市街地はみられません。

図 洪水浸水想定区域（想定最大規模：浸水継続時間）



※想定し得る最大規模の降雨(千年に一度の確率)による浸水が継続する時間

※浸水継続時間:浸水深0.5m以上が継続する時間

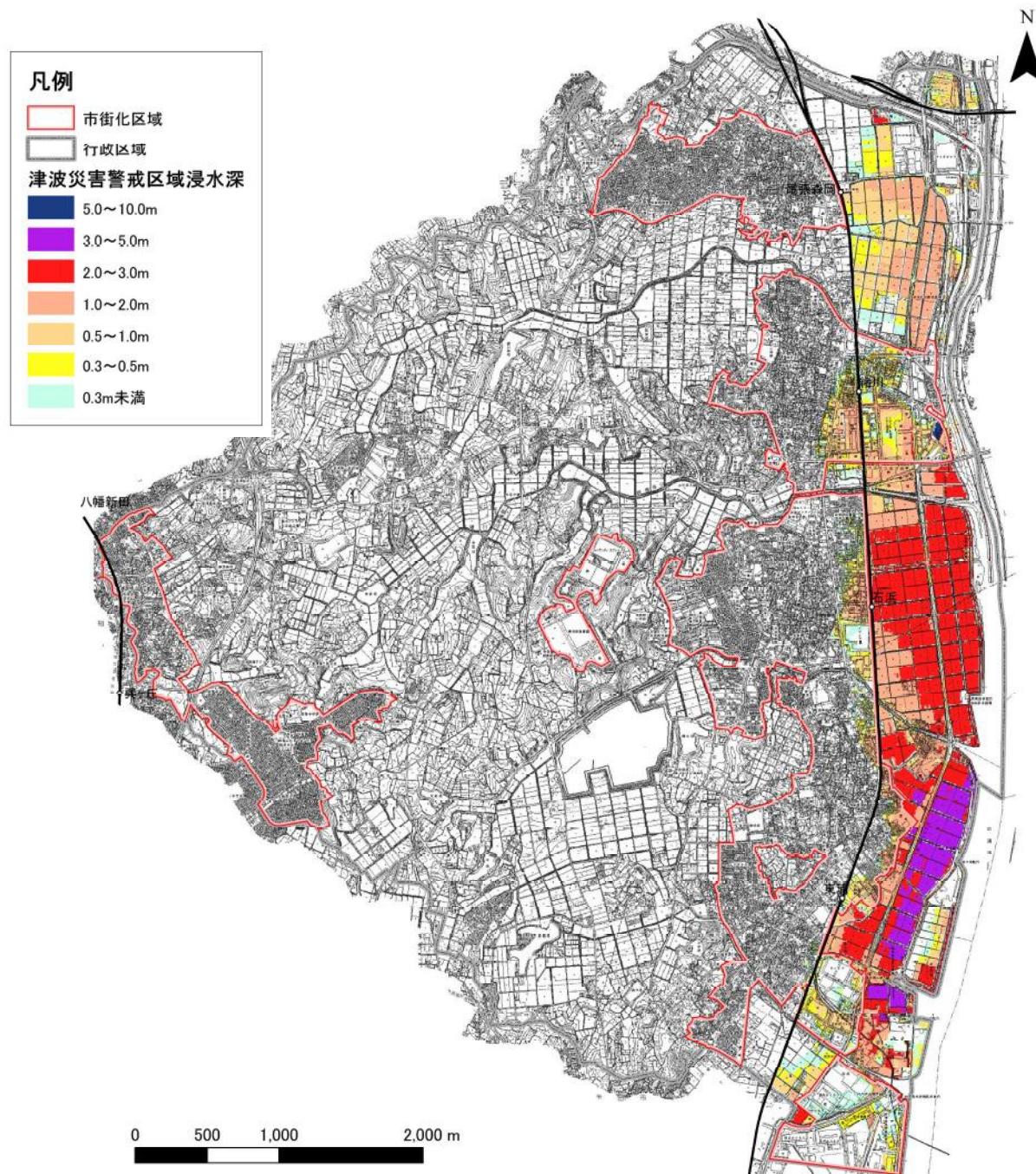
【資料:愛知県資料】

■津波災害警戒区域

町東部の鉄道東側の市街化調整区域を中心に浸水想定区域がみられます。津波に巻き込まれた場合、ほとんどの人が亡くなるとされる浸水深 1.0m以上の浸水想定区域が鉄道西側の市街化区域にもみられますが、木造家屋の半数が全壊する目安となる浸水深 2.0m以上の浸水は市街化区域内ではほとんどみられません。

一方、想定される津波は、地震発生からの津波到達時間が約 83 分となっています。

図 津波災害警戒区域



※最大クラス(千年以上に一度の確率)の津波を対象に浸水の区域及び水深を設定

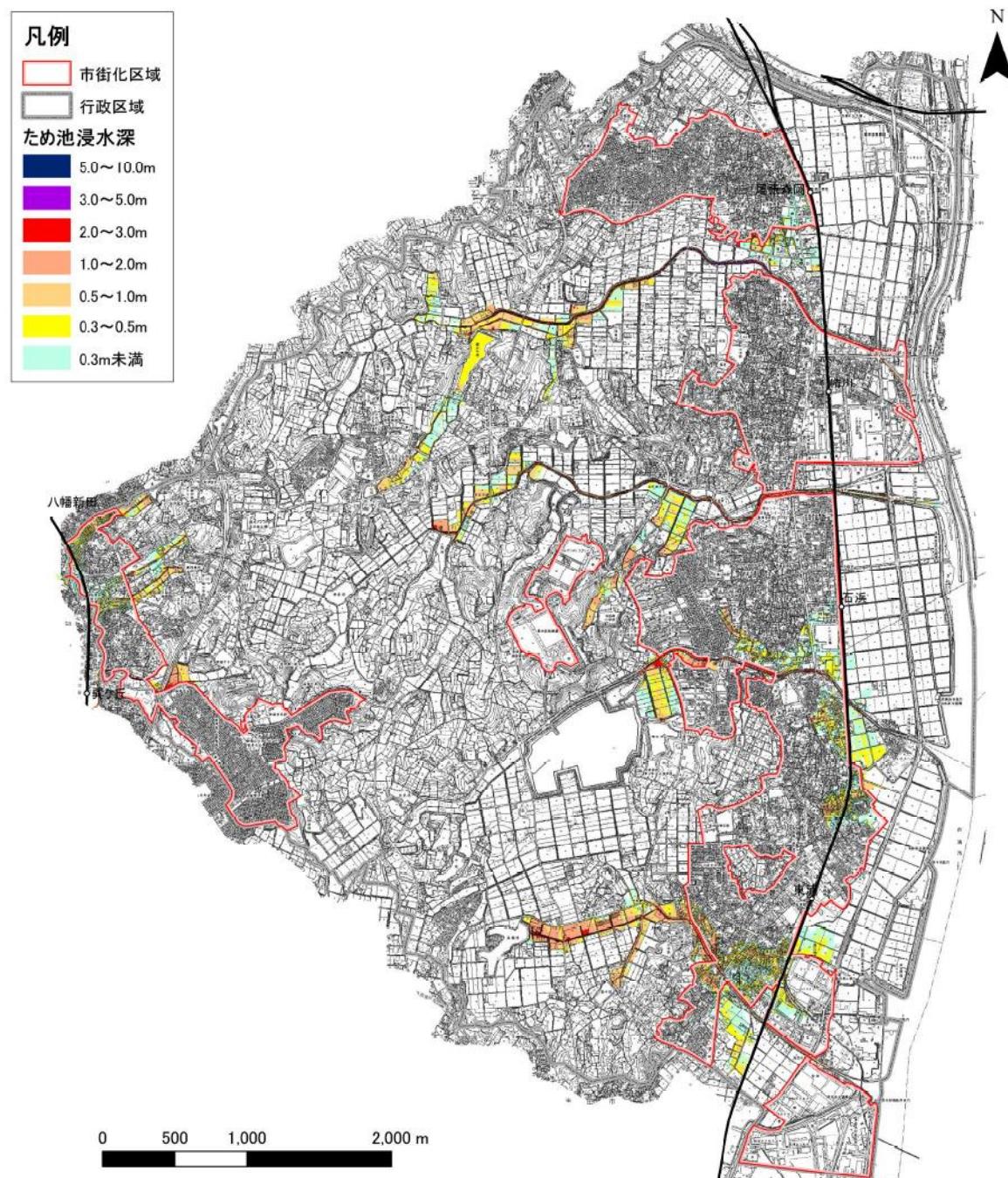
※内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(H24.8.29)の想定地震津波(マグニチュード 9.1)を想定

【資料:愛知県資料】

(参考) ため池浸水想定区域

ため池は町中央の丘陵部を中心に分布し、ため池の堤体が決壊した場合の浸水は農地を中心にみられますが、市街化区域の一部まで浸水が到達することが想定されます。

図 ため池浸水想定区域



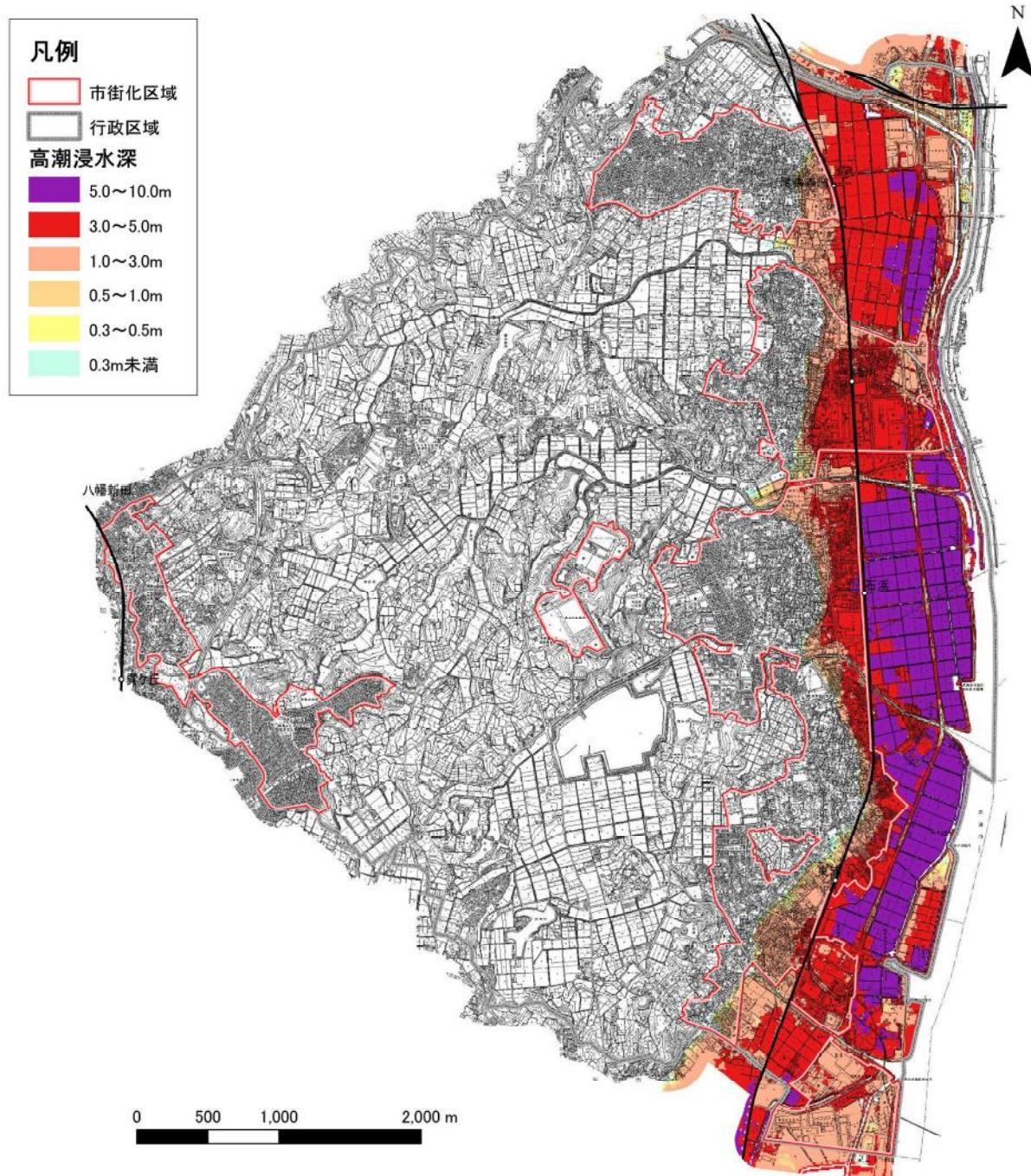
※満水の水が溜まっているため池の堤体が決壊した場合の浸水

【資料:町資料】

■高潮浸水想定区域（想定最大規模：室戸台風規模）

町東部の市街化調整区域を中心に浸水想定区域がみられ、鉄道の西側まで浸水想定区域が広がっています。また、垂直避難が困難な浸水深3.0m以上の浸水が鉄道西側の市街化区域においてもみられ、都市拠点に位置付けられたJR緒川駅をはじめ、生活の拠点となる鉄道駅周辺の市街地でも深い浸水深が想定されています。

図 高潮浸水想定区域（想定最大規模：室戸台風規模）



※室戸台風規模(5百年から数千年に一度の確率)による浸水

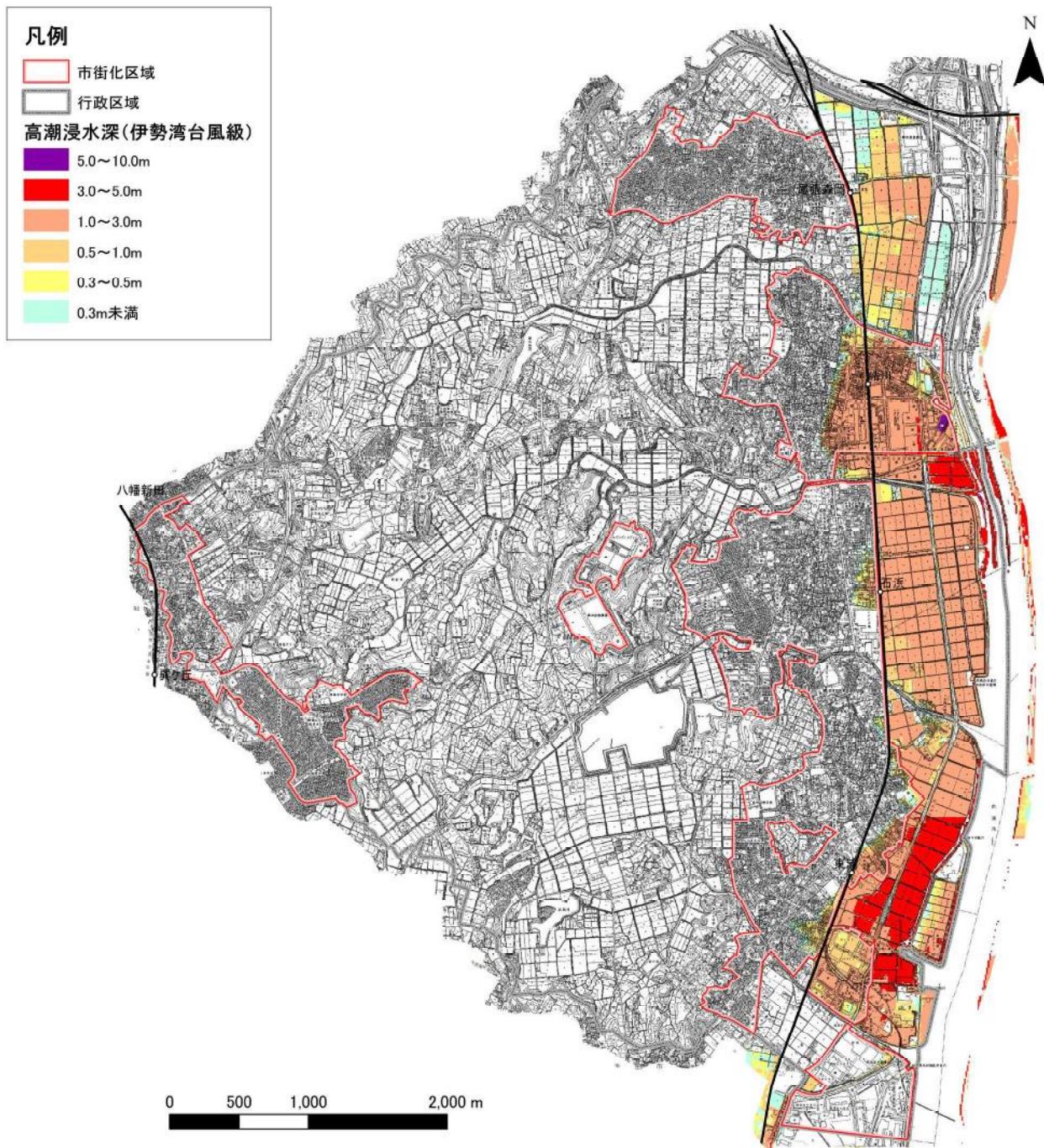
※中心気圧 910hPa で、高潮偏差が最大となる代表台風コースを通り、海岸堤防などの構造物が設計条件に達した時点で決壊する条件でシミュレーション

【資料：愛知県資料】

(参考)高潮浸水想定区域（伊勢湾台風規模）

町東部の市街化調整区域を中心に浸水想定区域がみられ、鉄道の西側まで浸水想定区域が広がっている地域もありますが、室戸台風規模の高潮浸水想定区域と比較するとその範囲は一部にとどまっています。また、垂直避難が困難な浸水深3.0m以上の浸水は市街化区域ではほとんどみられません。

図 高潮浸水想定区域（伊勢湾台風規模）



※伊勢湾台風規模(50～150年に一度の確率)による浸水

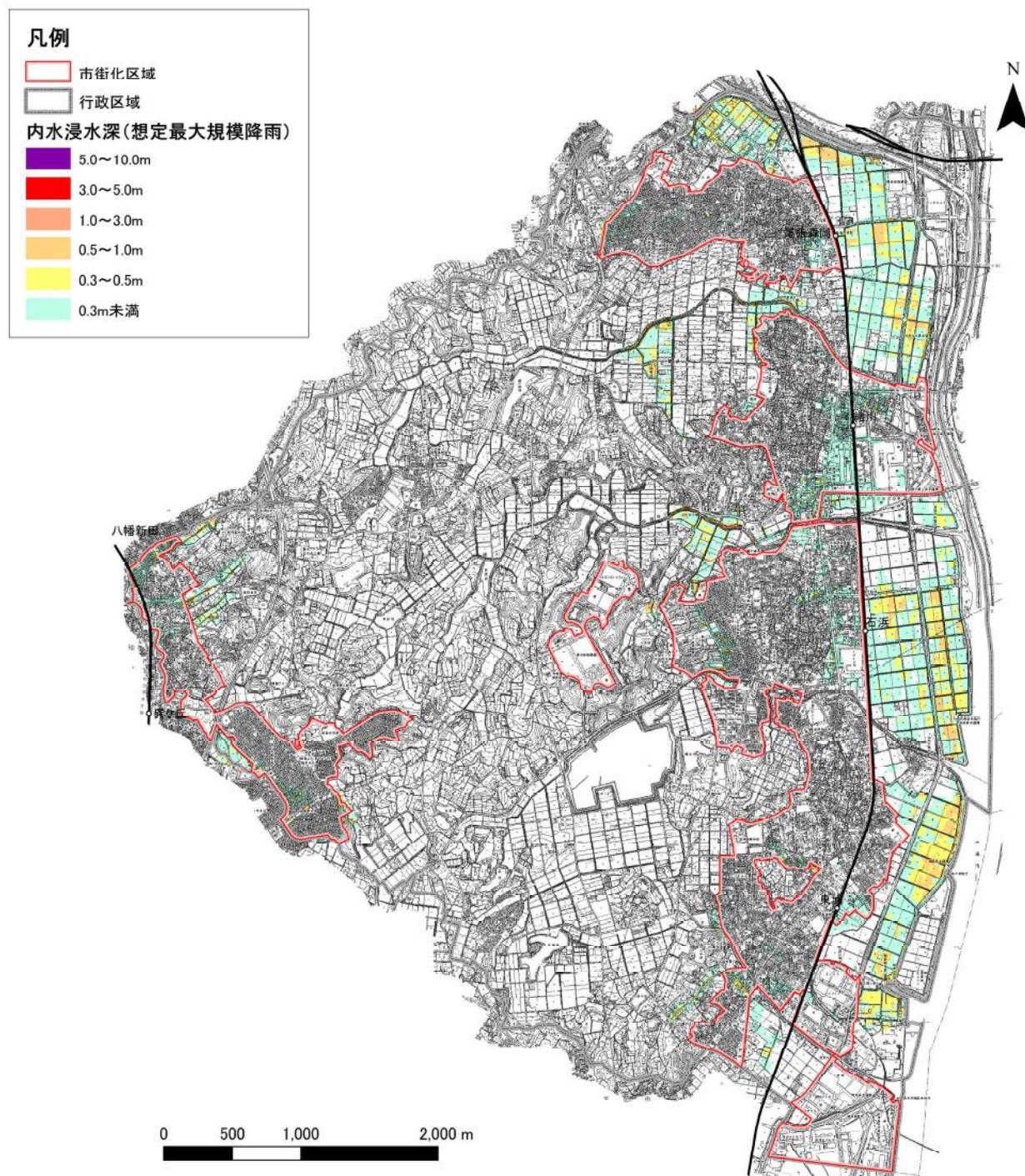
※中心気圧940hPaで、高潮偏差が最大となる代表台風コースを通り、海岸堤防などの構造物については、決壊しない条件でシミュレーション

【資料：愛知県資料】

(参考) 内水浸水想定区域 (想定最大規模)

町東部の市街化調整区域を中心に浸水想定区域がみられます。市街化区域の一部においても浸水深0.3m未満の浸水が想定される箇所が多く分布しています。

図 内水浸水想定区域 (想定最大規模)



※想定し得る最大規模の降雨(千年に一度の確率)

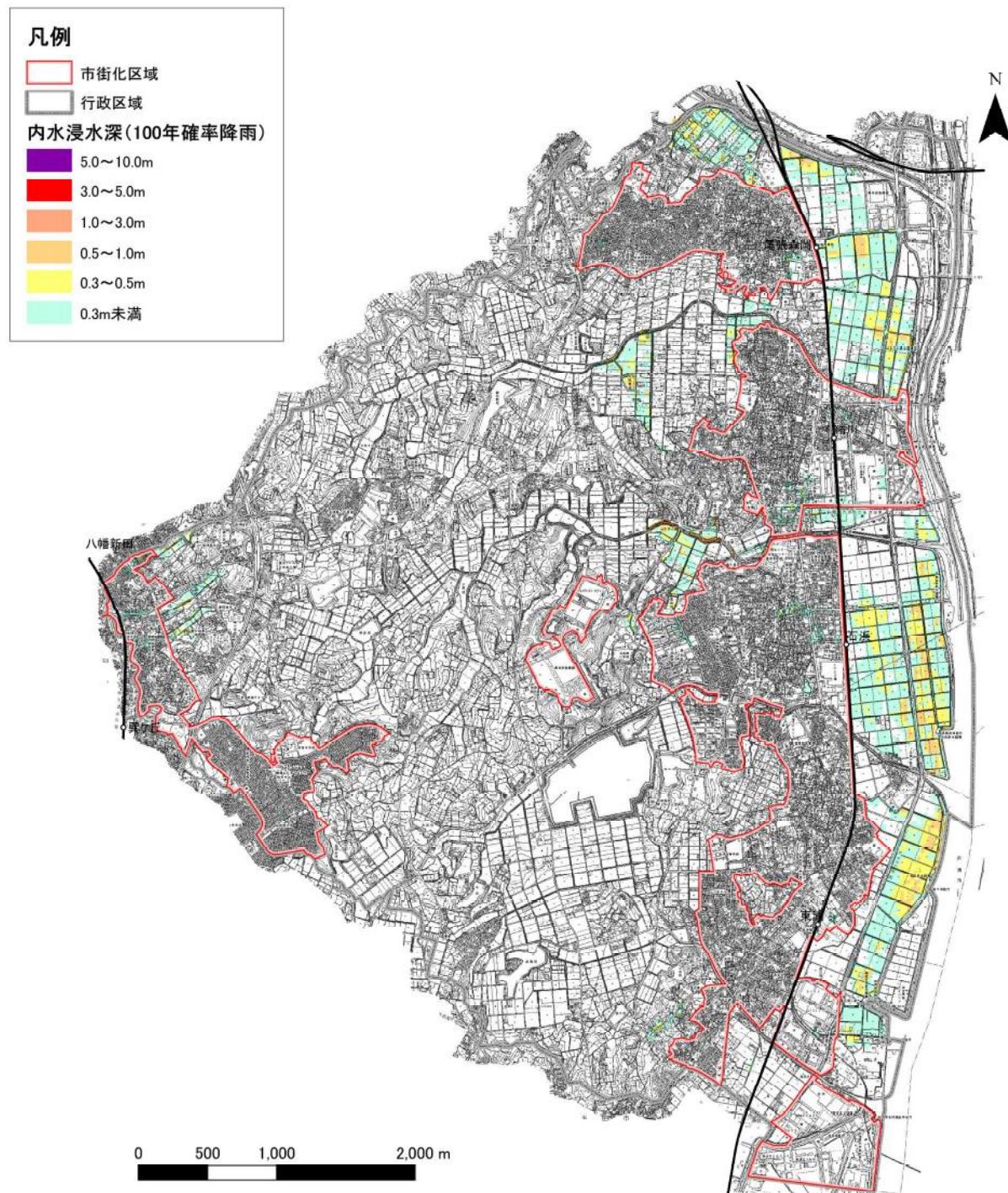
※出典: 東浦町上下水道課によるシミュレーション結果

【資料:町資料】

(参考) 内水浸水想定区域 (100年に一度の確率の降雨)

町東部の市街化調整区域を中心に浸水想定区域がみられます。市街化区域の一部においても浸水深0.3m未満の浸水が想定される箇所が分布しています。

図 内水浸水想定区域 (100年に一度の確率の降雨)



※100年に一度の確率の降雨

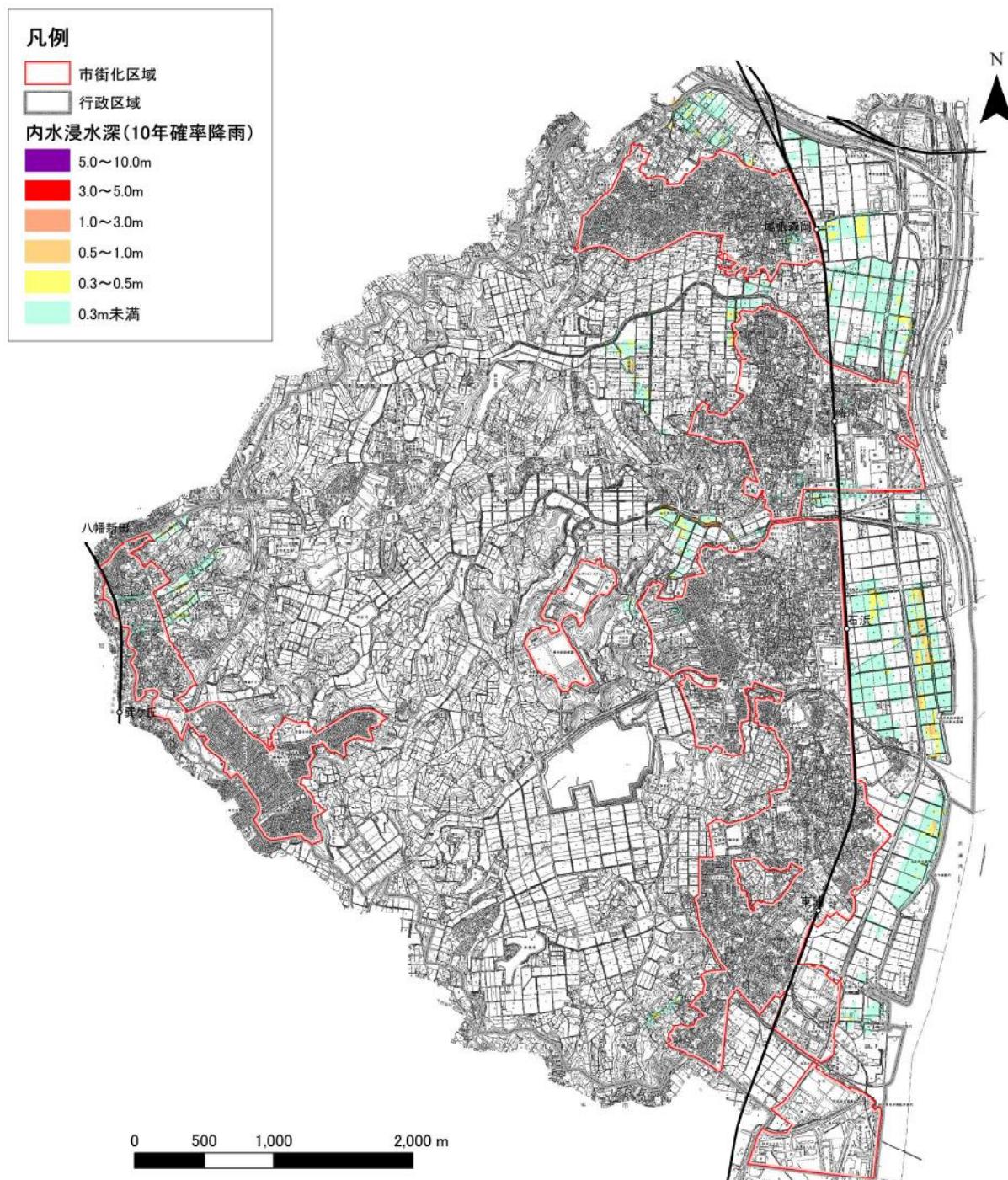
※出典: 東浦町上下水道課によるシミュレーション結果

【資料: 町資料】

(参考) 内水浸水想定区域 (10年に一度の確率の降雨)

町東部の市街化調整区域に浸水想定区域がみられます。市街化区域において浸水が想定される箇所はほとんどみられません。

図 内水浸水想定区域 (10年に一度の確率の降雨)



※10年に一度の確率の降雨

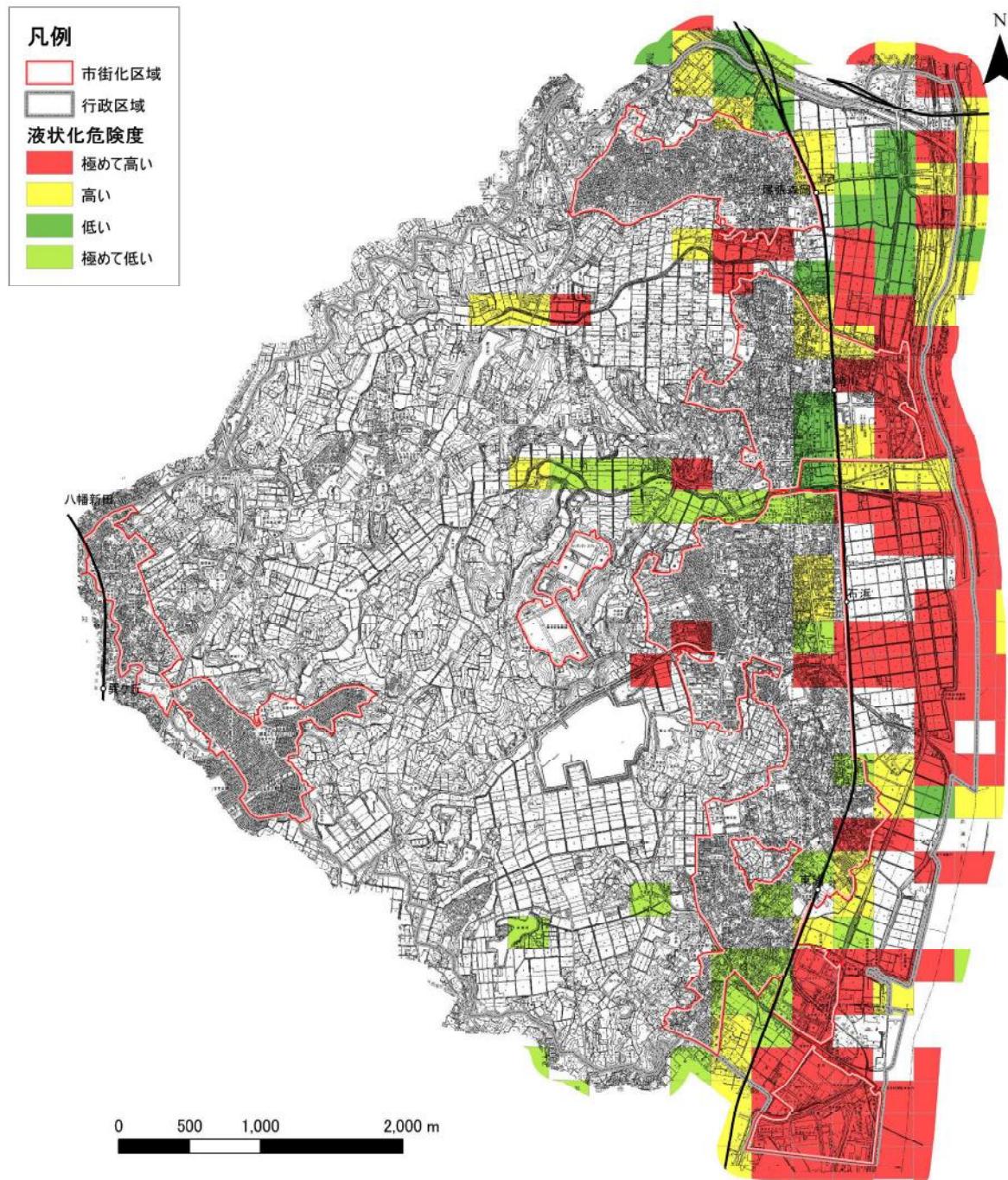
※出典: 東浦町上下水道課によるシミュレーション結果

【資料:町資料】

(参考) 液状化危険度

境川沿いの地域やその他の小河川沿いの地域で液状化が発生する可能性が高いと予想されています。特に境川周辺では液状化危険度が極めて高い地域が広範囲に広がっており、一部市街地とも重複しています。

図 液状化（南海トラフ地震陸側ケース）



※「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測(平成26(2014)年5月30日)」による予測結果

【資料:愛知県資料】

■本町における災害ハザードのまとめ

以下に本町における災害ハザードについて整理します。

土砂災害

- 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、町東部の市街化調整区域に分布する傾向にありますが、市街化区域の一部でも見られ、また、住宅も立地しています。
- 大規模盛土造成地は、本町全域に分布しており、市街化区域の住宅団地においてもみられるため、その危険性を今後調査することとなっています。

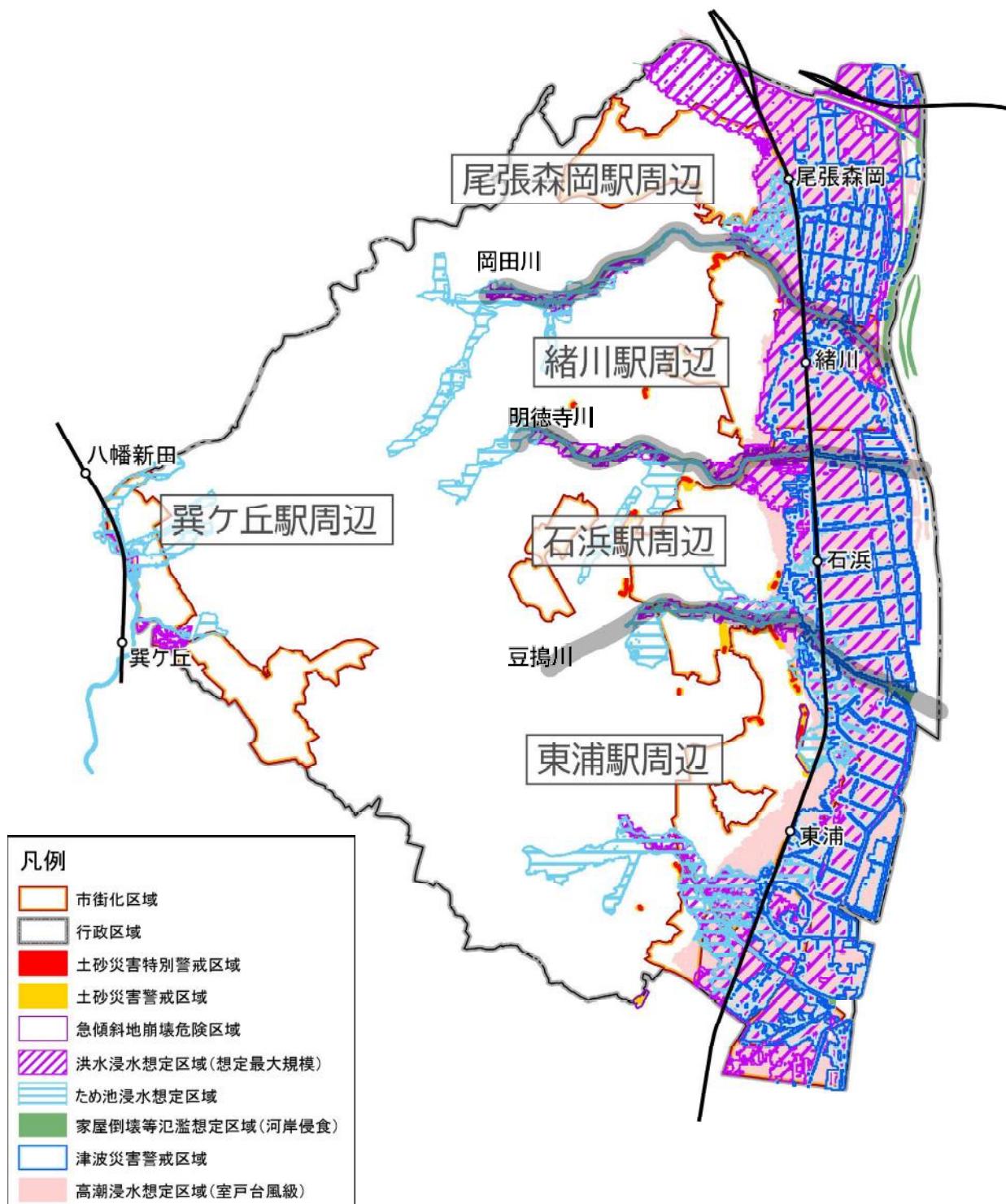
水害

- 発生確率が高い（L1）災害ハザード（洪水：計画規模、高潮：伊勢湾台風級）については、2階以上への垂直避難が困難となる浸水深3.0m以上の浸水はほとんどみられず、浸水想定区域も想定最大規模と比較すると限定的となっています。
- 発生確率が低い（L2）災害ハザードについては、洪水及び高潮による浸水が町東部の広い範囲で想定され、高潮については浸水深も2階以上への垂直避難が困難となる浸水深3.0m以上の箇所がみられ、事前の避難行動が必要な状況となっています。

(2) 災害ハザードが想定されている地域の抽出

災害ハザードの整理を踏まえ、市街化区域内において土砂災害が想定される地区及び想定最大規模(L2)の水災害が想定される区域を抽出することとし、浸水想定区域が町東部の南北に広範囲に広がっていることから、町内を流れる河川により区分します。これにより下図の5地区を災害ハザードが想定されている地域として抽出します。

図 災害ハザードの重ね合わせ図

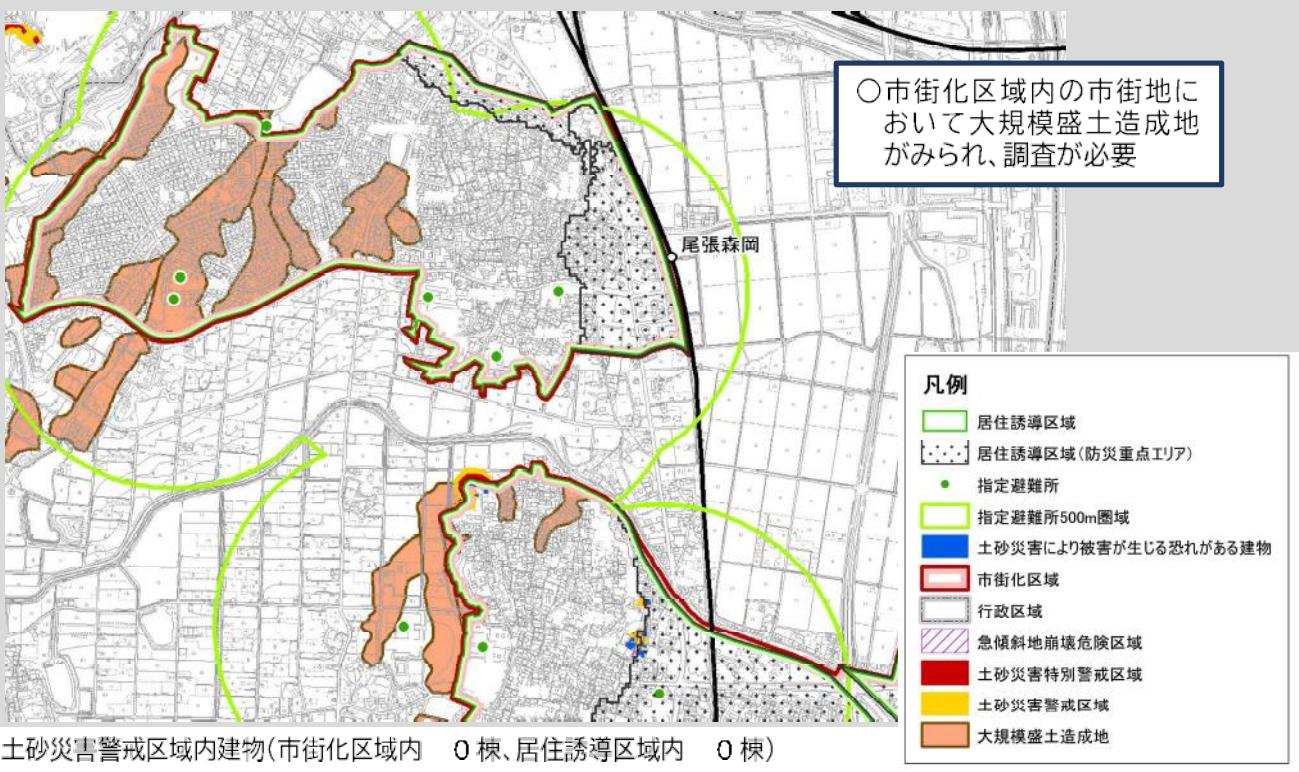


(3) 地域ごとの防災上の課題の整理

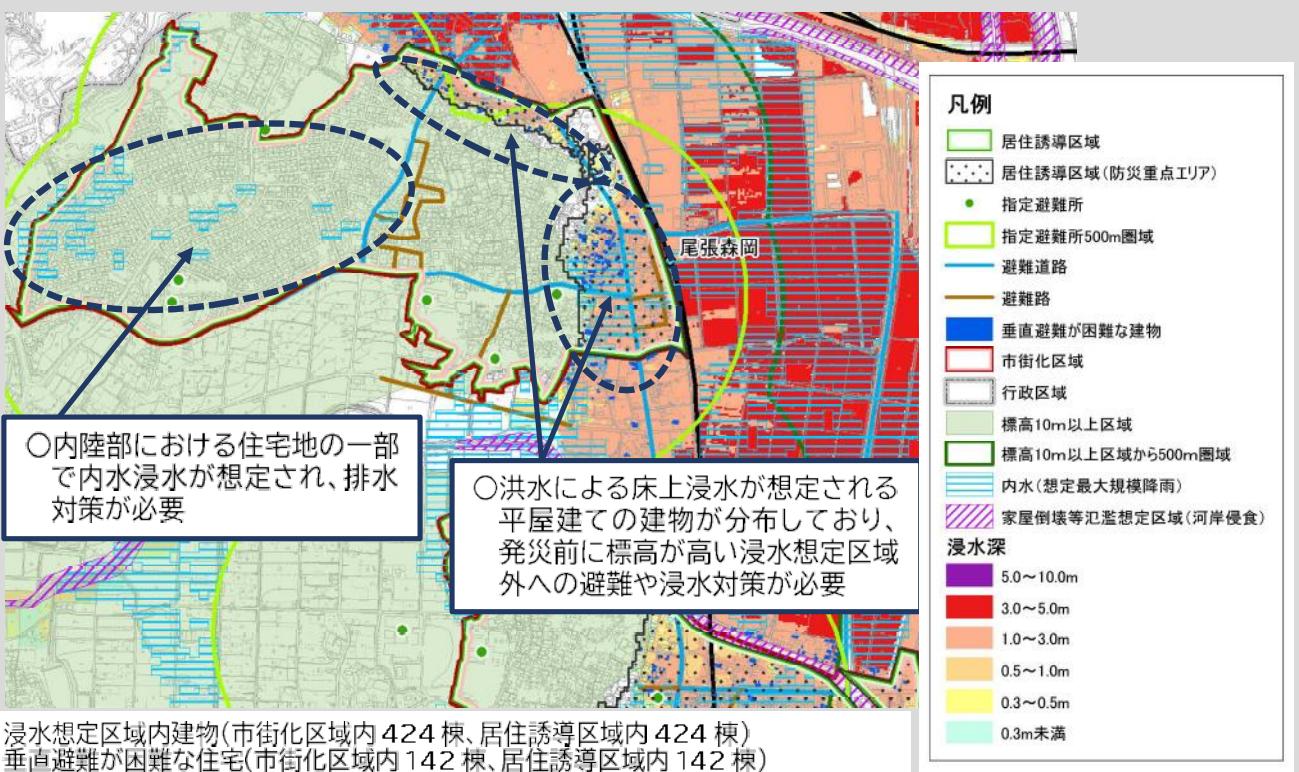
① JR 尾張森岡駅周辺

JR 尾張森岡駅周辺の市街化区域では土砂災害が想定されている地区はみられません。一方、洪水、津波、高潮による浸水が想定され、市街化区域内の市街地において特に洪水、高潮の浸水深が高い傾向にあります。

■ 土砂災害(土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・大規模盛土造成地)



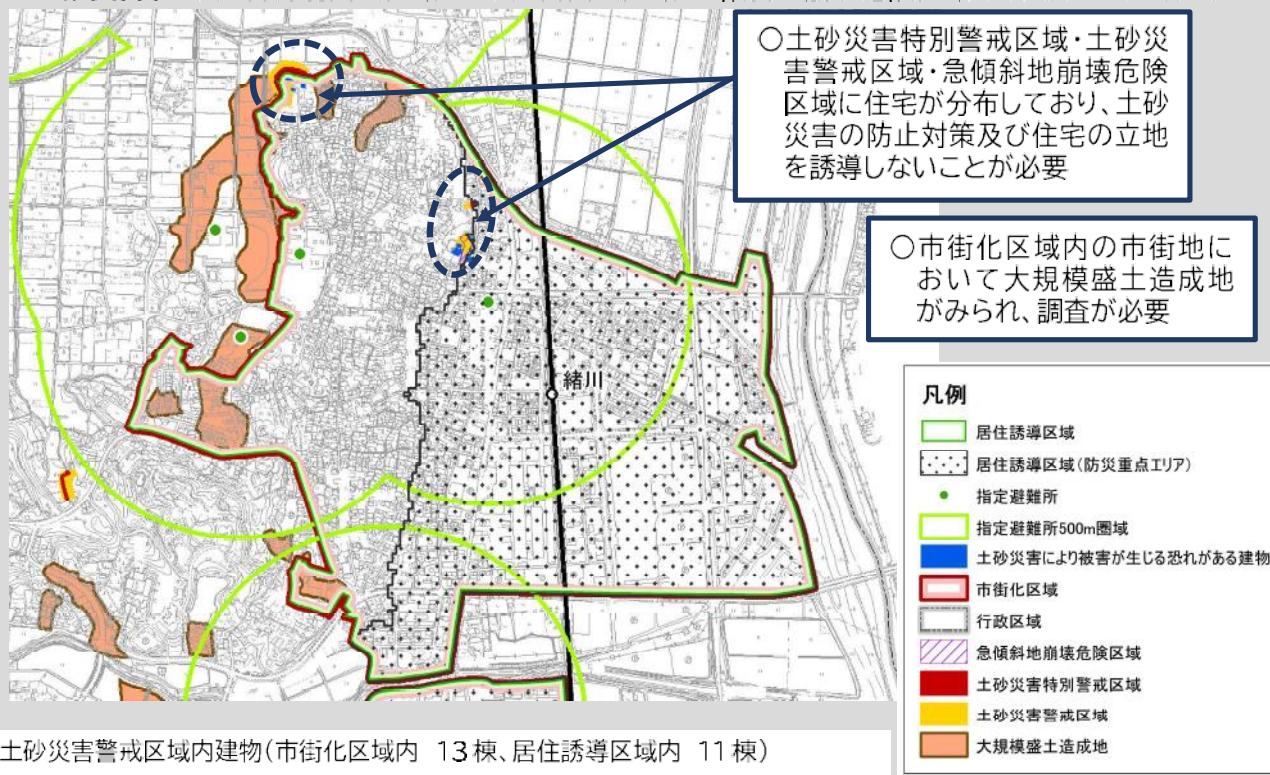
■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)・内水浸水想定区域(想定最大規模)



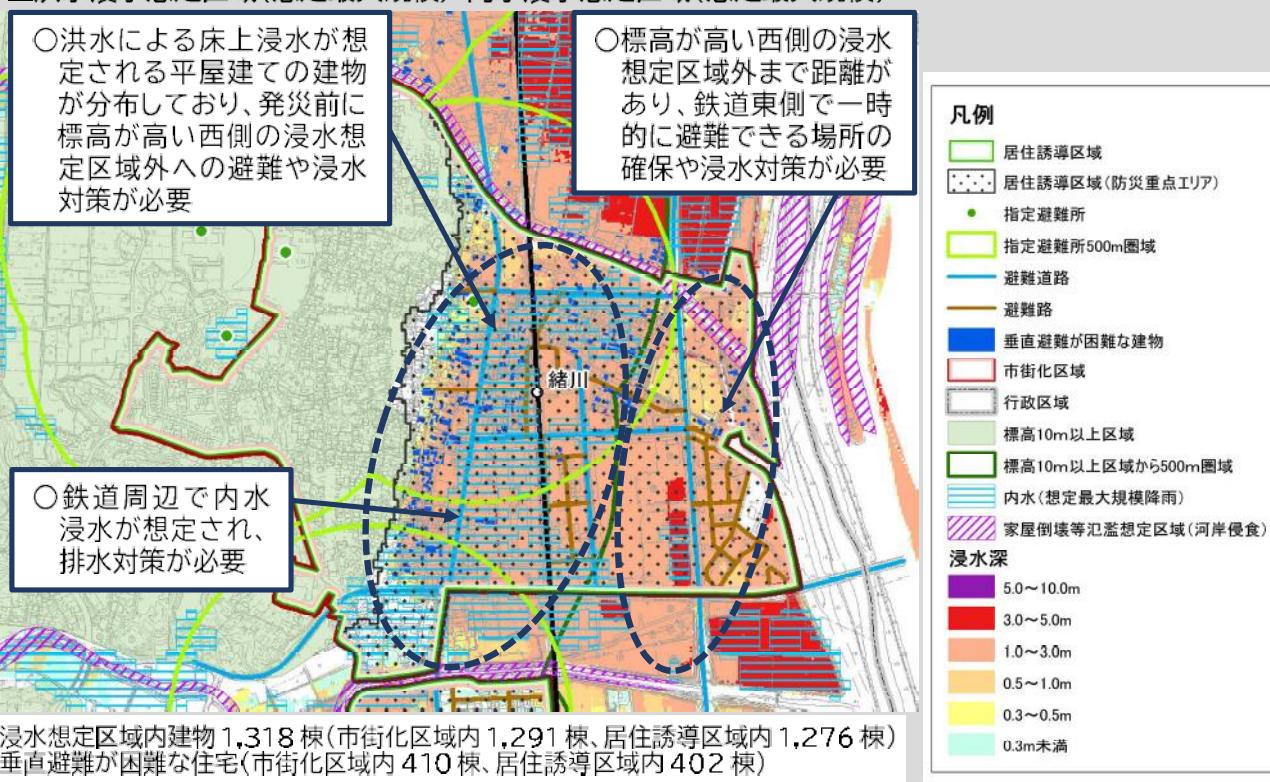
② JR緒川駅周辺

JR緒川駅周辺においては市街化区域の一部で土砂災害が想定されている地域があり、住宅の立地もみられます。また、洪水、津波、高潮による浸水が想定され、市街化区域内の市街地において特に洪水、高潮の浸水深が高い傾向にあります。

■土砂災害(土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・大規模盛土造成地)



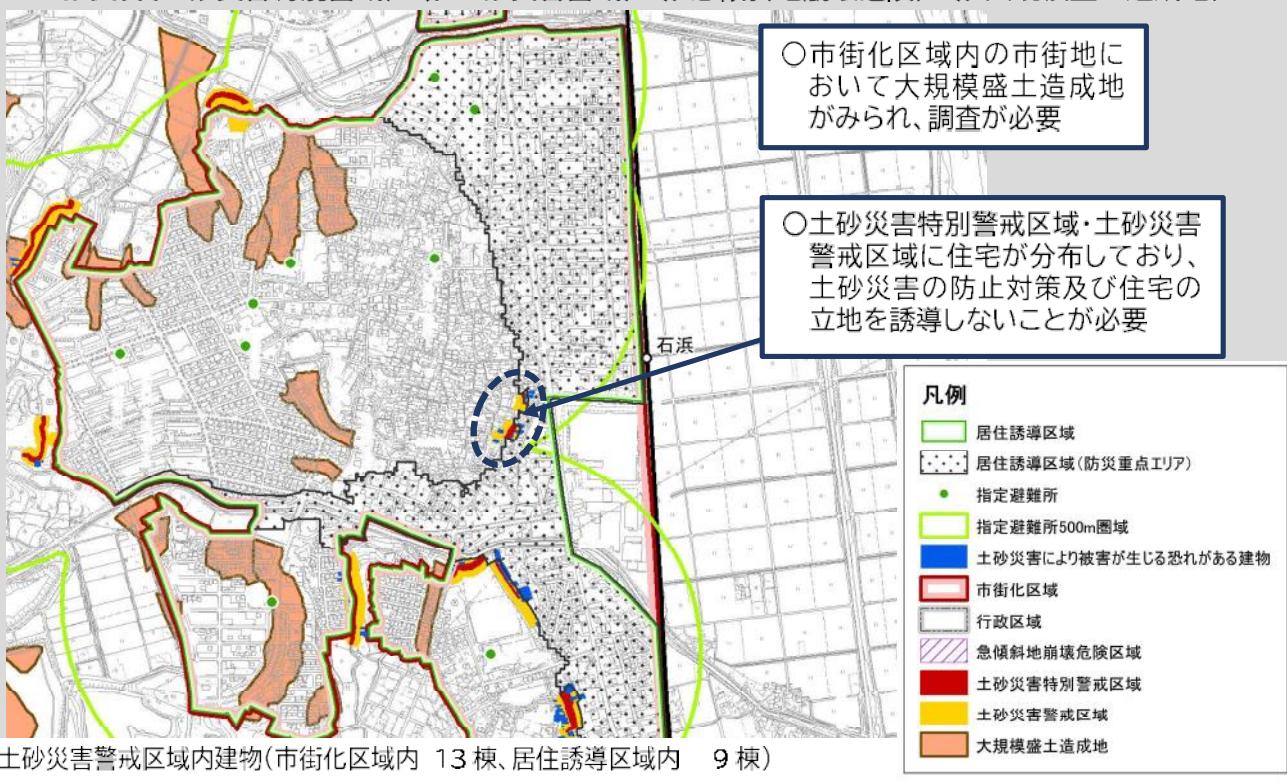
■洪水浸水想定区域(想定最大規模)・内水浸水想定区域(想定最大規模)



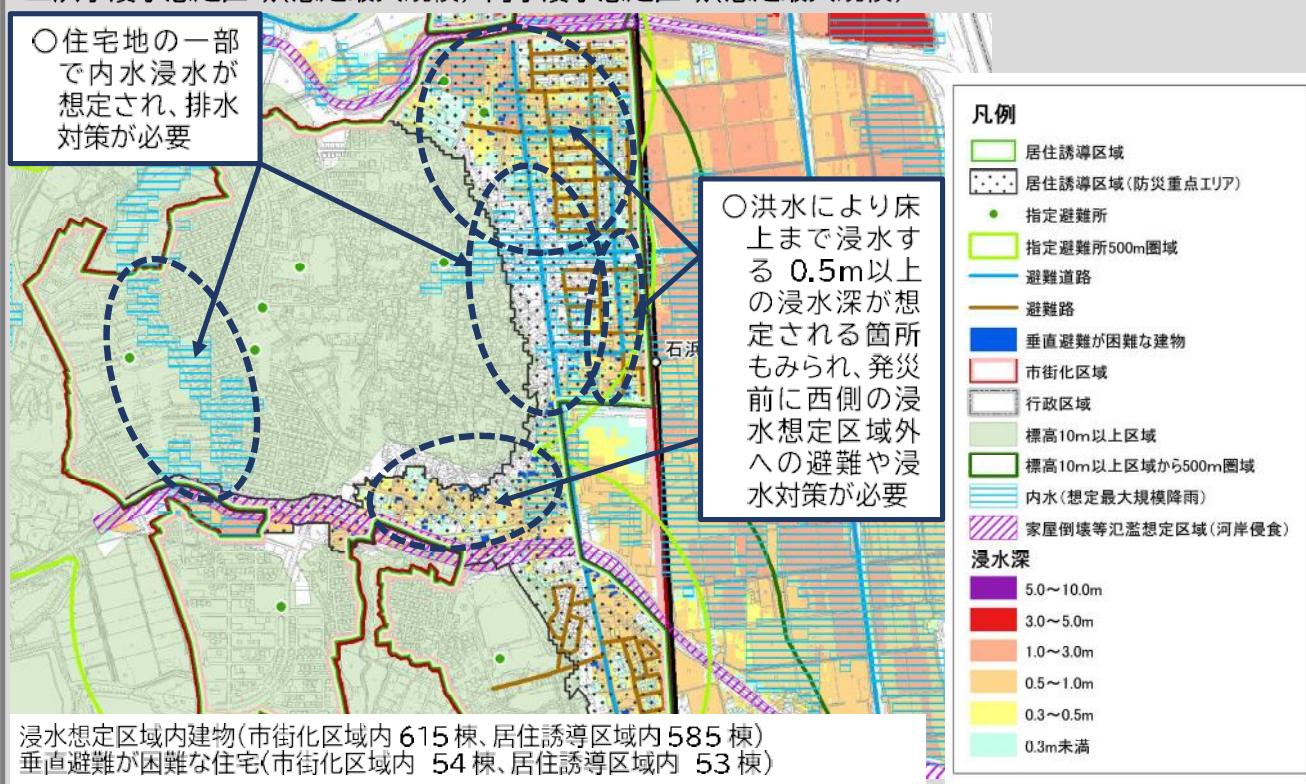
③ JR 石浜駅周辺

JR 石浜駅周辺においては市街化区域の一部で土砂災害が想定されている地域があり、住宅の立地もみられます。また、洪水、津波、高潮による浸水が想定され、市街化区域内の市街地において特に高潮の浸水深が高い傾向にあります。さらに、ため池浸水想定区域も一部でみられます。

■土砂災害(土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・大規模盛土造成地)



■洪水浸水想定区域(想定最大規模)・内水浸水想定区域(想定最大規模)



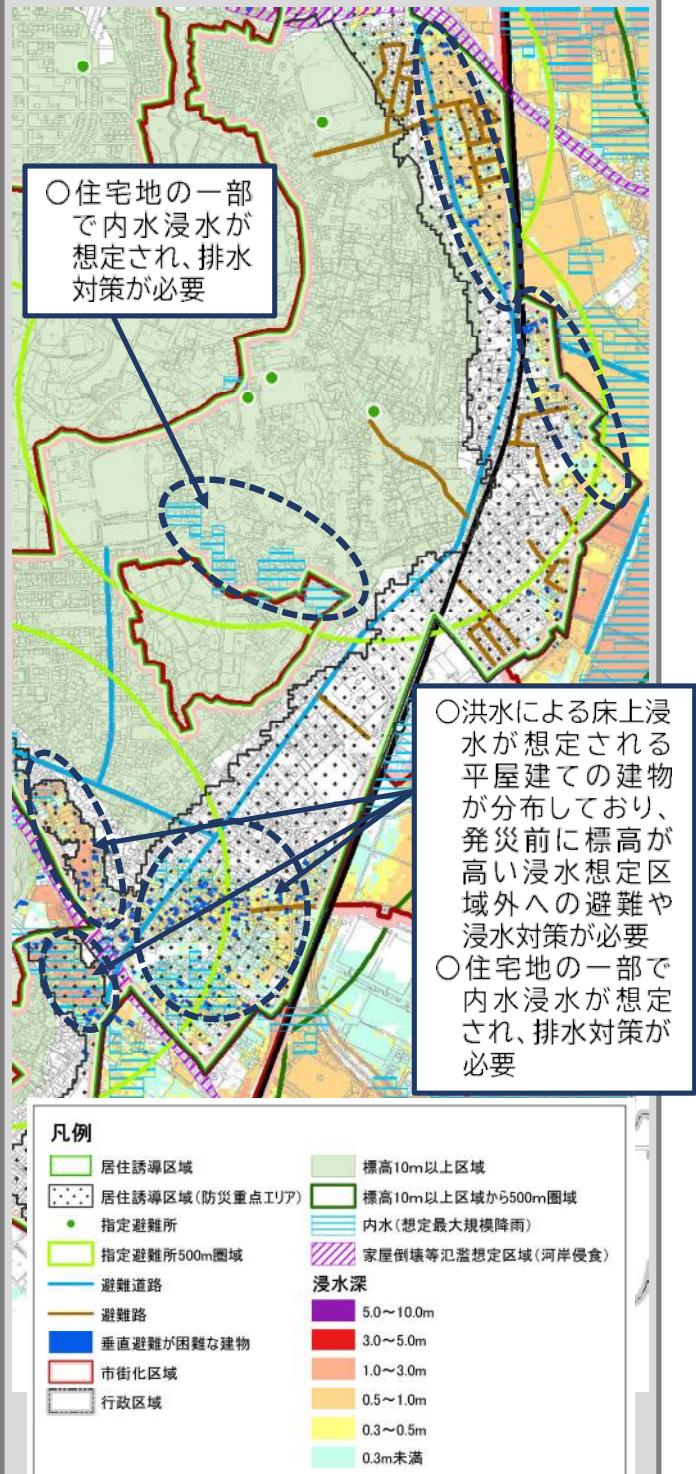
④ JR 東浦駅周辺

JR 東浦駅周辺においては市街化区域の一部で土砂災害が想定されている地域があり、住宅の立地もみられます。また、洪水、津波、高潮による浸水が想定され、市街化区域内の市街地において特に高潮の浸水深が高い傾向にあります。さらに、ため池浸水想定区域も一部でみられます。

■ 土砂災害(土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・大規模盛土造成地)



■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)・内水浸水想定区域(想定最大規模)

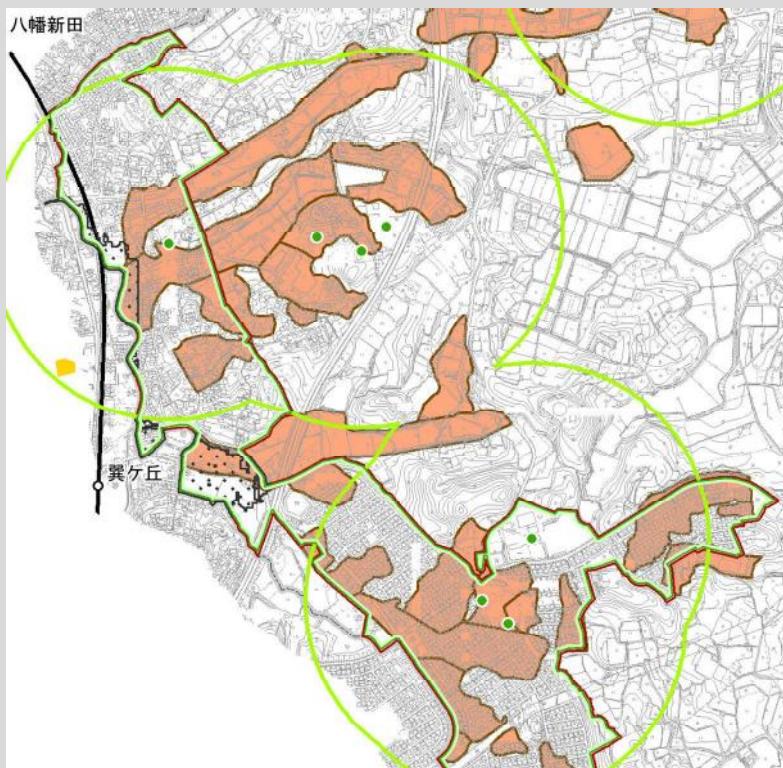


浸水想定区域内建物(市街化区域内 1,586 棟、居住誘導区域内 1,331 棟)
垂直避難が困難な住宅(市街化区域内 279 棟、居住誘導区域内 279 棟)

⑤ 名鉄翼ヶ丘駅周辺

名鉄翼ヶ丘駅周辺の市街化区域では土砂災害及び高潮浸水が想定されている地区はみられません。一方、洪水による浸水が一部で想定されるとともに、ため池浸水想定区域もみられます。

■ 土砂災害(土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・大規模盛土造成地)



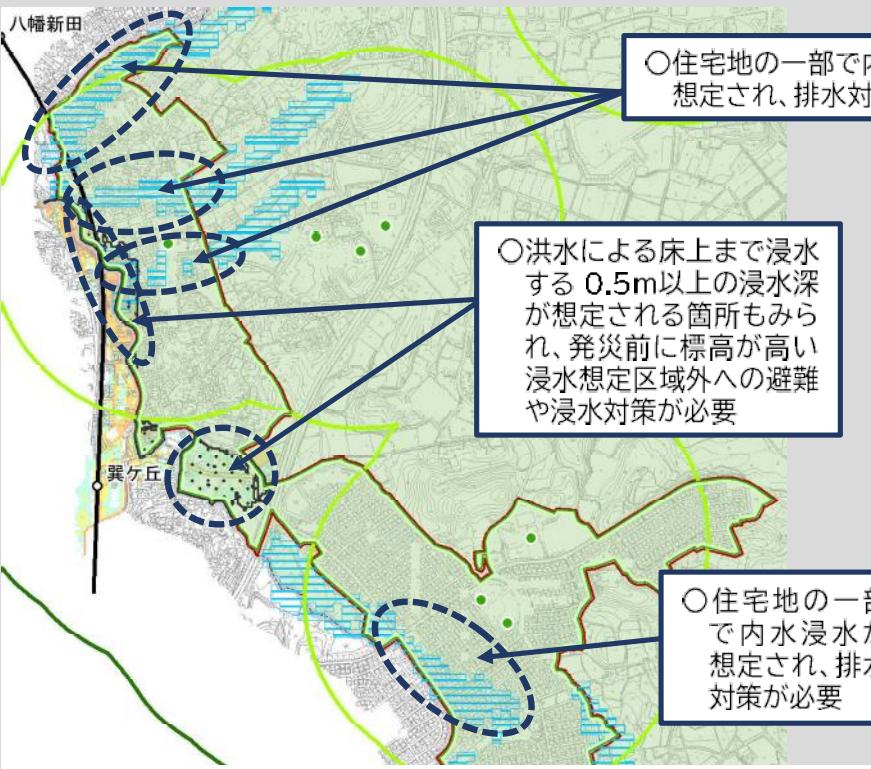
○市街化区域内の市街地において大規模盛土造成地がみられ、調査が必要

凡例

- 居住誘導区域
- 居住誘導区域(防災重点エリア)
- 指定避難所
- 指定避難所500m圏域
- 土砂災害により被害が生じる恐れがある建物
- 市街化区域
- 行政区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 大規模盛土造成地

土砂災害警戒区域内建物(市街化区域内 0 棟、居住誘導区域内 0 棟)

■ 洪水浸水想定区域(想定最大規模)・内水浸水想定区域(想定最大規模)



○住宅地の一部で内水浸水が想定され、排水対策が必要

○洪水による床上まで浸水する 0.5m以上の浸水深が想定される箇所もみられ、発災前に標高が高い浸水想定区域外への避難や浸水対策が必要

○住宅地の一部で内水浸水が想定され、排水対策が必要

浸水想定区域内建物(市街化区域内 98 棟、居住誘導区域内 98 棟)
垂直避難が困難な住宅(市街化区域内 20 棟、居住誘導区域内 20 棟)

凡例

- 居住誘導区域
 - 居住誘導区域(防災重点エリア)
 - 指定避難所
 - 指定避難所500m圏域
 - 避難道路
 - 避難路
 - 垂直避難が困難な建物
 - 市街化区域
 - 行政区域
 - 標高10m以上区域
 - 標高10m以上区域から500m圏域
 - 内水(想定最大規模降雨)
 - 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 浸水深**
- 5.0～10.0m
 - 3.0～5.0m
 - 1.0～3.0m
 - 0.5～1.0m
 - 0.3～0.5m
 - 0.3m未満

7-2 防災まちづくり取組方針の検討

(1) 防災まちづくりの考え方の整理

- 土砂災害が想定されている地区については、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、一部で住宅が立地していることを踏まえ、居住誘導区域から除外することとしました。こうした考え方と整合し、住宅の立地を誘導しません。
- 水害（洪水、津波、高潮など）については、市街化区域の住宅地において顕著な人口密度の低下が想定される地区は見られないため、現在のコンパクトな市街地を継続していく必要があることから、浸水が想定される地域であっても居住誘導区域とし、今後も一定以上の人口集積を図っていきます。ただし、防災重点エリアに位置付けることで、必要な避難対策を講じていくとともに、災害ハザードの情報提供の更なる充実を図り、復興対策を含む事前の防災まちづくりを進めていきます。
- こうした居住誘導区域（防災重点エリア）に位置付けた地域においては、どの程度の浸水が生じるかを事前に判断することは難しく、想定最大規模の災害はいつでも起こりうることを踏まえ、想定最大規模などのL2の想定を基に関係機関、庁内各課が連携して自助・共助・公助によるソフト対策を中心とした取組を検討することとします。
- ハード対策については、想定最大規模などのL2への対応は莫大な費用と期間を要するため現実的ではなく、これまでどおり計画規模（L1）の想定に基づいたハード対策を国や県とも協力しながら順次進めています。

(2) 取組方針

- 災害時に被害が発生しないようにする（回避する）「災害リスクの回避」、ハード対策やソフト対策による「災害リスクの低減」の考え方により、本町における取組方針を整理します。
- 災害ハザードが想定されている居住誘導区域（防災重点エリア）については、防災施設整備などによるハード対策、災害リスクの周知や避難対策・事前の防災まちづくり（復興対策を含む）などによるソフト対策の両面から災害リスクの低減を図ります。

取組方針	土砂災害	水災害
災害リスクの回避	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用の誘導 ○居住誘導区域からの除外 	—
災害リスクの低減 (ハード)	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害を防止する施設の整備 ○避難施設の確保 ○道路ネットワークの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川・海岸堤防などのハード対策[L1] ○排水対策[L1・L2] ○ため池の耐震化 ○避難施設の確保[L1・L2] ○道路ネットワークの構築[L1・L2]
災害リスクの低減 (ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害リスクの周知[L1・L2] ○避難対策・事前の防災まちづくり[L1・L2] 	

■地区別の取組方針

土砂災害が想定される地区

土砂

【災害リスクの回避】

- 土地利用の誘導
- 居住誘導区域から除外
- 【災害リスクの低減（ハード）】**
- 土砂災害を防止する施設の整備
- 避難施設の確保
- 道路ネットワークの構築
- 【災害リスクの低減（ソフト）】**
- 災害リスクの周知
- 避難対策

JR 尾張森岡駅周辺

洪水・内水・ため池・高潮

【災害リスクの低減（ハード）】

- 河川・海岸堤防の整備
- 排水対策
- ため池の耐震化
- 避難施設の確保
- 道路ネットワークの構築

【災害リスクの低減（ソフト）】

- 災害リスクの周知
- 避難対策

JR 緒川駅周辺

洪水・内水・高潮

【災害リスクの低減（ハード）】

- 河川・海岸堤防の整備
- 排水対策
- 避難施設の確保

【災害リスクの低減（ソフト）】

- 災害リスクの周知
- 避難対策

JR 石浜駅周辺

洪水・内水・津波・ため池・高潮

【災害リスクの低減（ハード）】

- 河川・海岸堤防の整備
- 排水対策
- ため池の耐震化
- 避難施設の確保
- 道路ネットワークの構築

【災害リスクの低減（ソフト）】

- 災害リスクの周知
- 避難対策

名鉄翼ヶ丘駅周辺

洪水・内水・ため池

【災害リスクの低減（ハード）】

- 河川堤防の整備
- 排水対策
- ため池の耐震化
- 避難施設の確保
- 道路ネットワークの構築

【災害リスクの低減（ソフト）】

- 災害リスクの周知
- 避難対策

JR 東浦駅周辺【鉄道西側】

洪水・内水・津波・ため池・高潮

【災害リスクの低減（ハード）】

- 河川・海岸堤防の整備
- 排水対策
- ため池の耐震化
- 避難施設の確保
- 道路ネットワークの構築

【災害リスクの低減（ソフト）】

- 災害リスクの周知
- 避難対策

JR 東浦駅周辺【鉄道東側】

洪水・ため池・津波・高潮

【災害リスクの低減（ハード）】

- 河川・海岸堤防の整備
- ため池の耐震化
- 避難施設の確保
- 道路ネットワークの構築

【災害リスクの低減（ソフト）】

- 災害リスクの周知

凡例

市街化区域

行政区域

洪水浸水想定区域(想定最大規模)

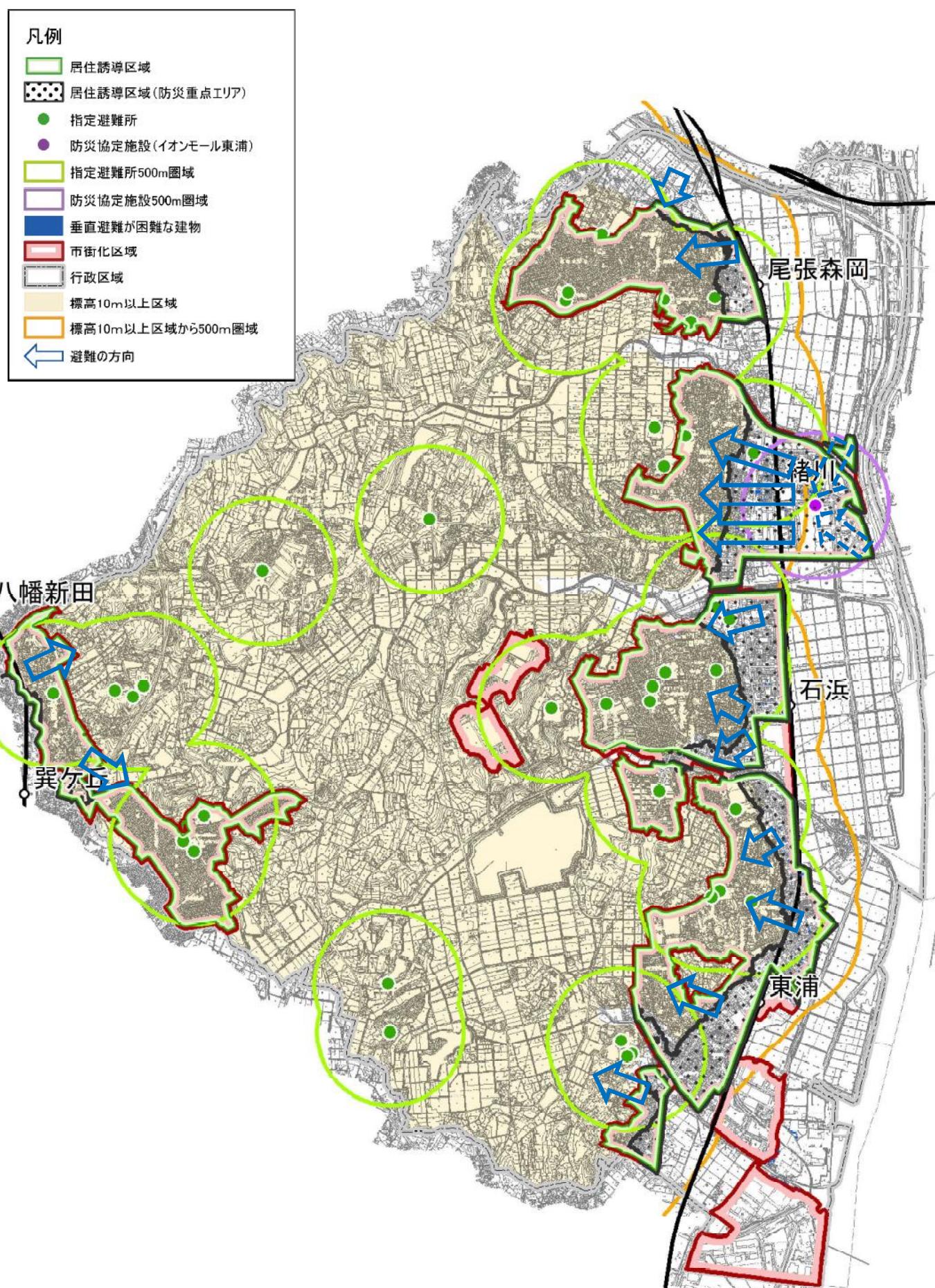
ため池浸水想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)

津波災害警戒区域

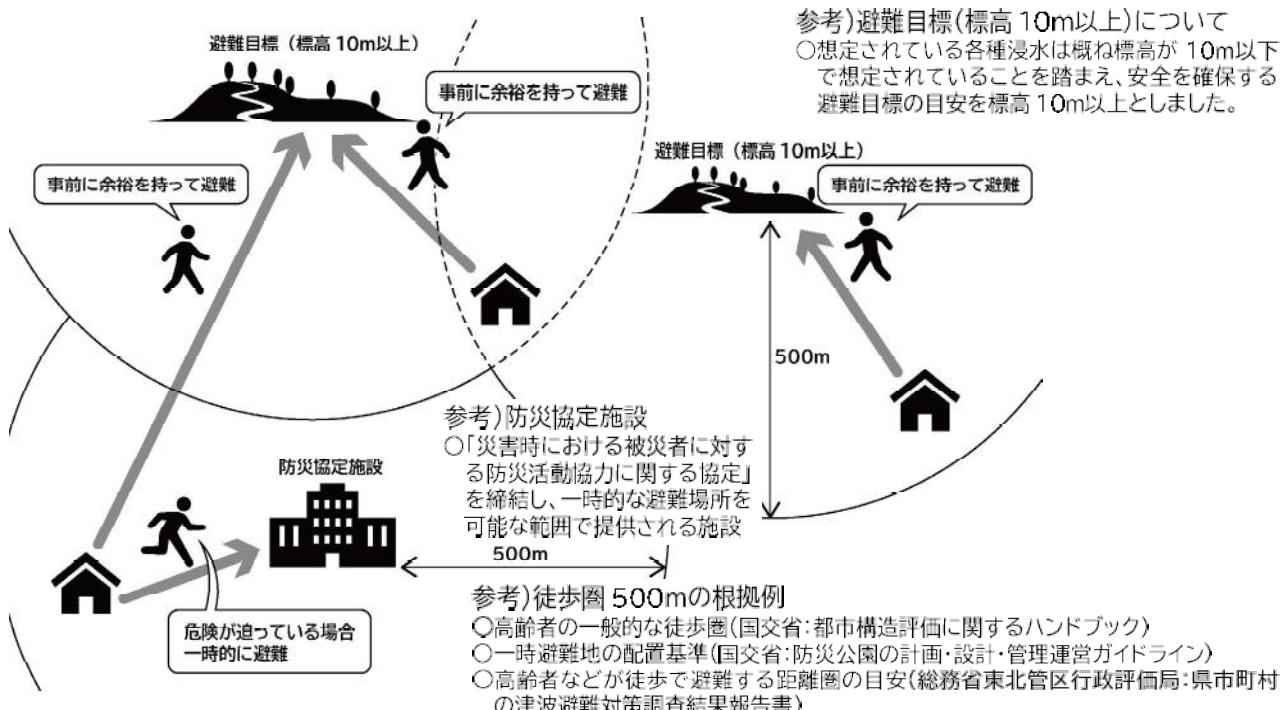
高潮浸水想定区域(室戸台風級)

■町全体の避難対策イメージ

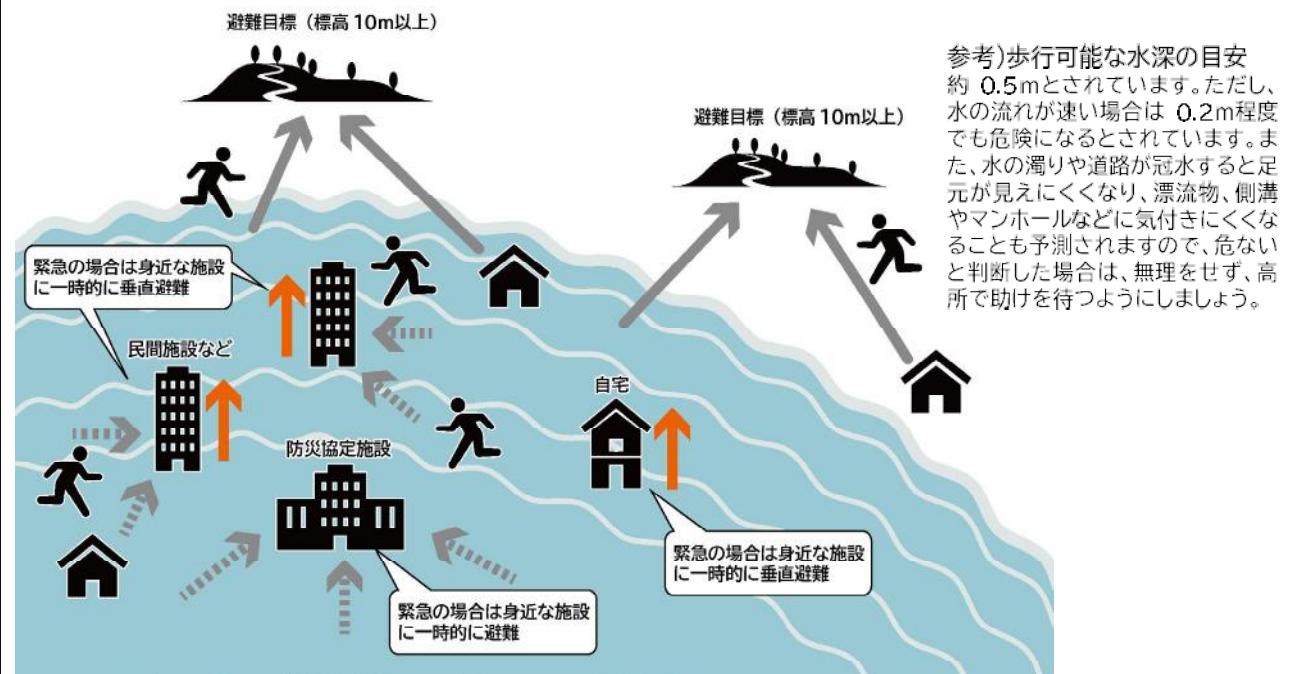


(参考)避難圏域・避難距離の考え方の整理

- ・予報などの事前情報をみて余裕を持った事前の避難行動を行うことを基本とします。
- ・本計画では水害（洪水、津波、高潮など）を考慮し、避難距離を約500mと想定しています。
- ・津波については、本町に到達するまでの約83分の間に、高齢者の歩行速度（夜間・液状化を考慮した場合0.19m/s）で500m以上の距離を移動できる計算になります。（愛知県：市町村津波避難計画策定指針）
- ・ただし、子ども、高齢者などの避難行動要支援者の避難対策は防災指針の具体的な取組で別途整理します。

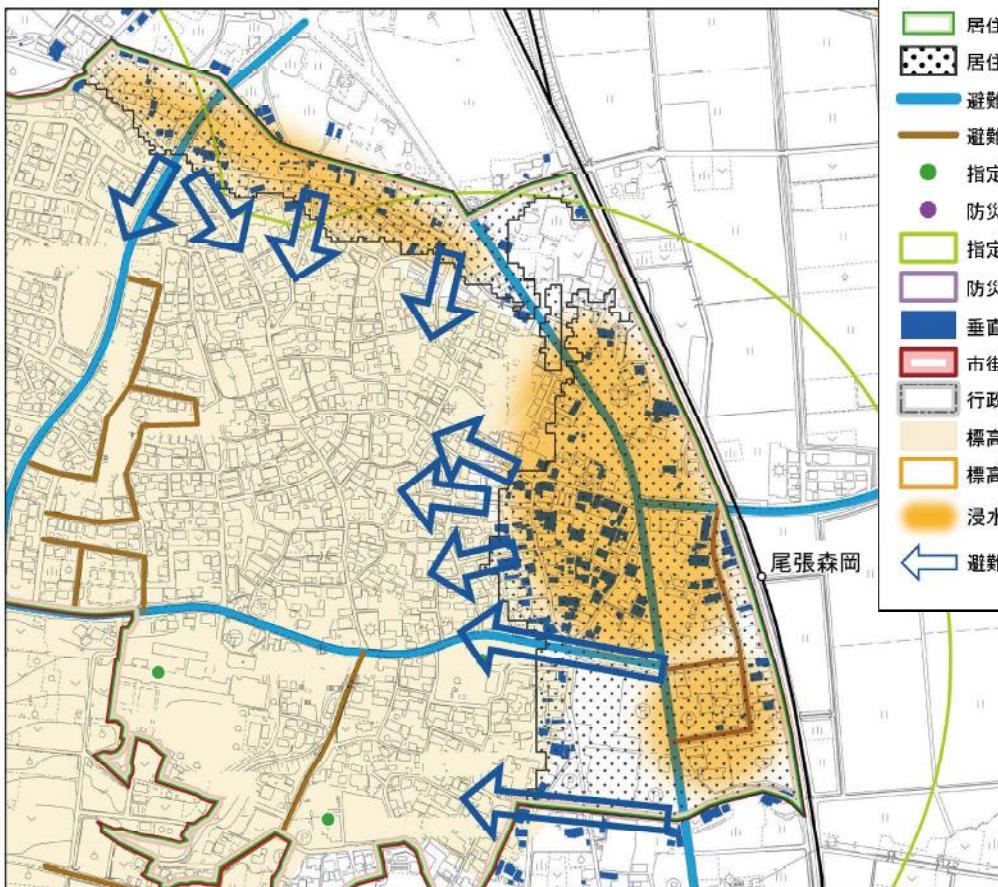


- ・災害における避難は、立ち退き避難を基本としていますが、突発的な降雨などにより、周囲がすでに浸水しているなど、外出することが危険な場合は、屋外のより安全な場所へ（身近な施設などを活用して）一時的に垂直避難を行います。
- ・浸水が想定されている地域（居住誘導区域（防災重点エリア））で、民間施設との防災協定を進めるなどの避難対策は防災指針の具体的な取組で別途整理します。



■地区別の避難対策イメージ

JR尾張森岡駅周辺



凡例

■ 居住誘導区域
■ 居住誘導区域(防災重点エリア)

■ 避難道路

■ 避難路

● 指定避難所

● 防災協定施設

■ 指定避難所500m圏域

■ 防災協定施設500m圏域

■ 垂直避難が困難な建物

■ 市街化区域

■ 行政区域

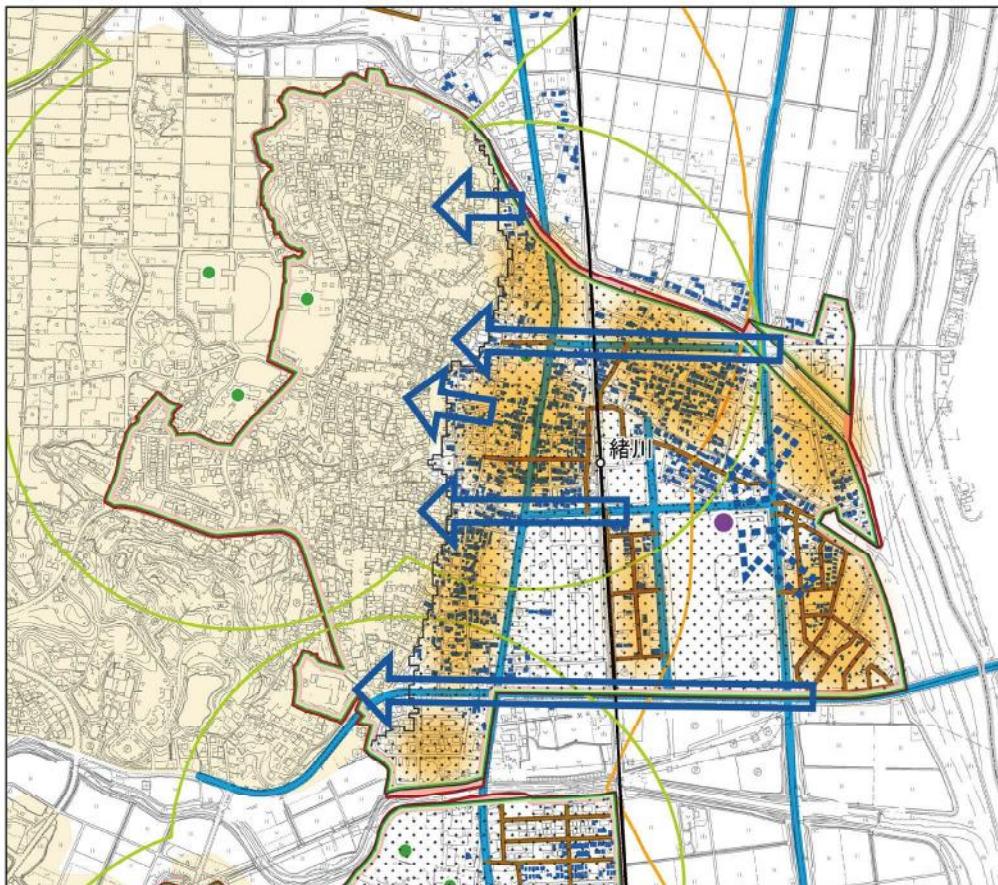
■ 標高10m以上区域

■ 標高10m以上区域から500m圏域

■ 浸水が想定される市街地

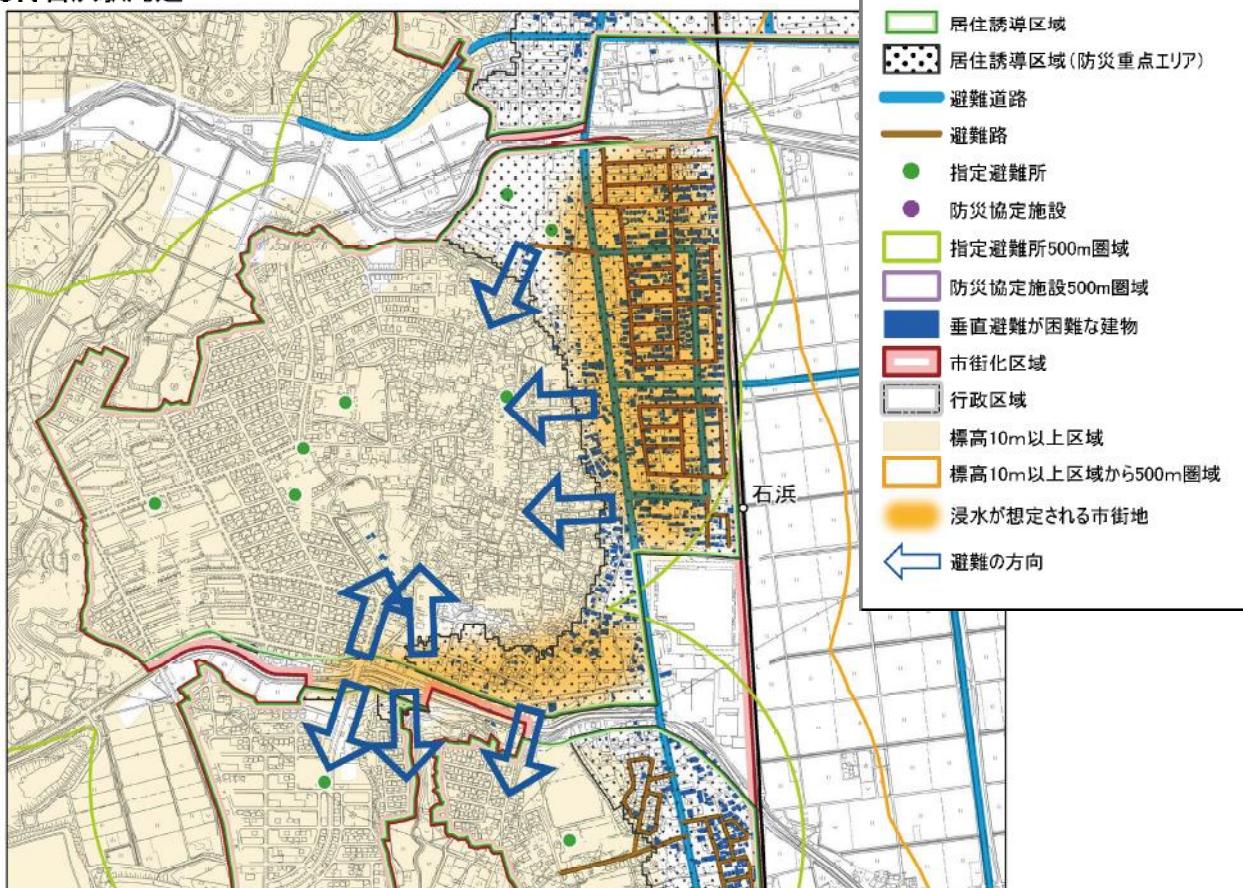
◀ 避難の方向

JR緒川駅周辺

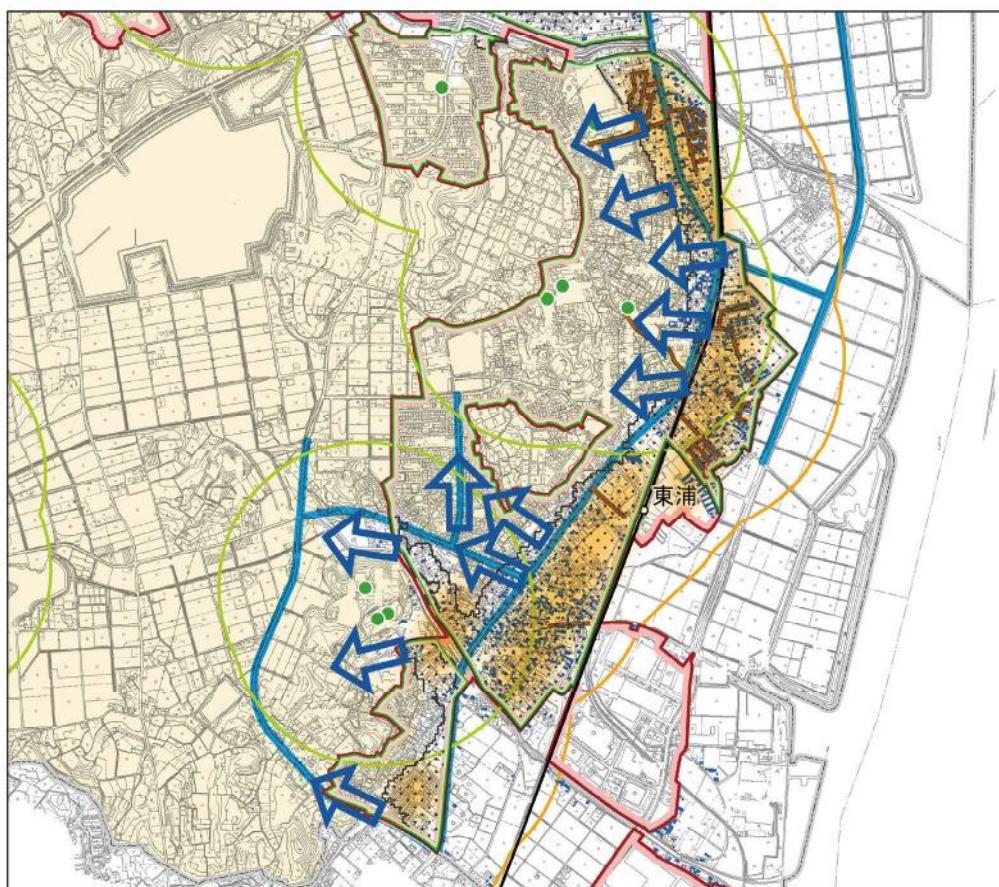


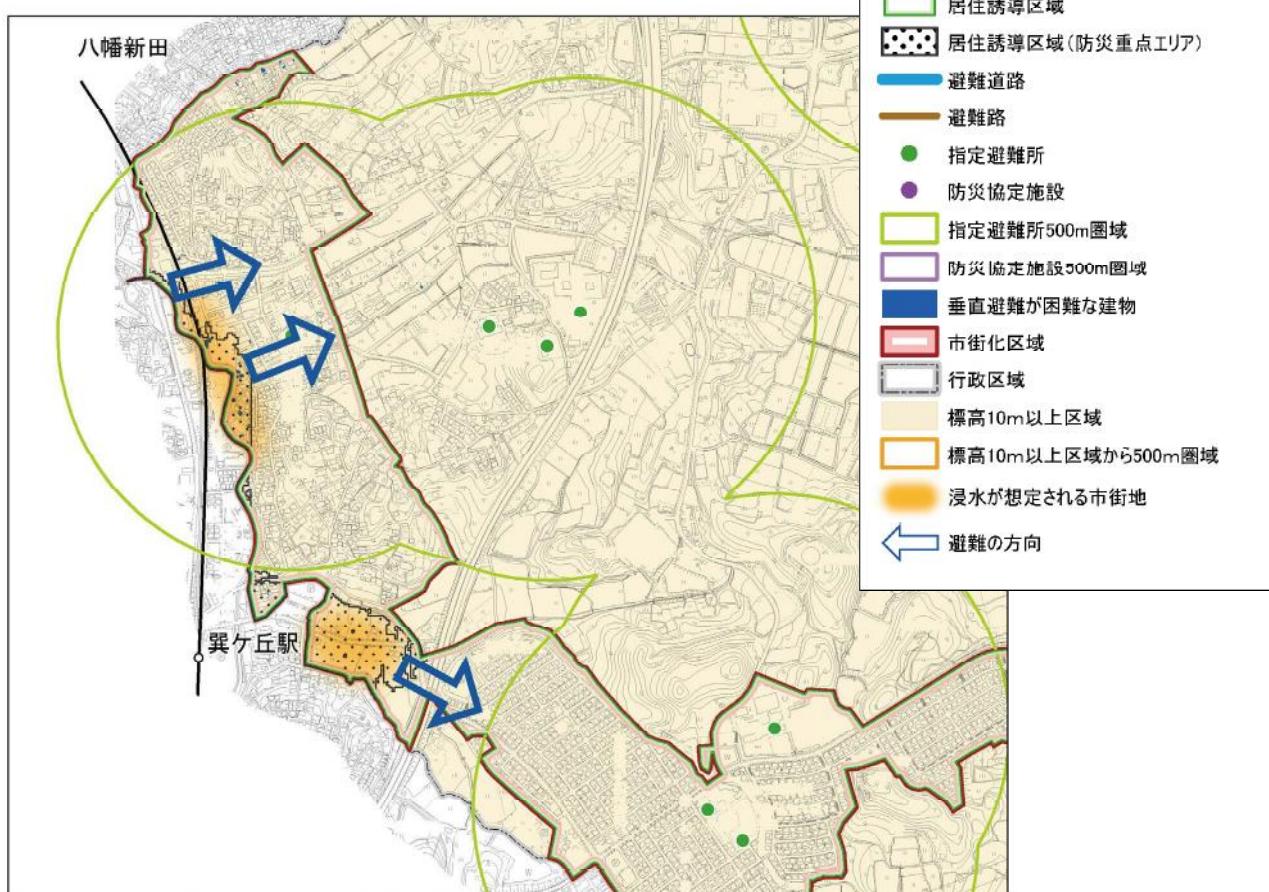
■地区別の避難対策イメージ

JR石浜駅周辺



JR 東浦駅周辺



■地区別の避難対策イメージ**名鉄翼ヶ丘駅周辺****凡例**

- 居住誘導区域
- 居住誘導区域(防災重点エリア)
- 避難道路
- 避難路
- 指定避難所
- 防災協定施設
- 指定避難所500m圏域
- 防災協定施設500m圏域
- 垂直避難が困難な建物
- 市街化区域
- 行政区域
- 標高10m以上区域
- 標高10m以上区域から500m圏域
- 浸水が想定される市街地
- 避難の方向

7-3 具体的な取組、スケジュール

取組方針に基づく本町における具体的な取組を以下に整理します。特に防災重点エリアに位置付けた地域に関する取組については、自助・共助・公助による取組の円滑な推進について検討していきます。

(1) 防災重点エリアに位置付けた地域で推進する主な取組

■ 災害リスクの周知

- ・公表される最新の災害ハザード情報を載せたハザードマップを配布します。また、その情報を確認します。自助 公助
- ・ハザードマップの更新においては標高表示などの情報の充実を検討します。また、その情報を確認します。自助 公助
- ・防災や避難情報の周知をより一層図るため、自治組織への加入や自主防災活動への参加を推進します。自助 共助
- ・3D都市モデルの整備・活用を推進し、分かりやすい災害ハザードの可視化による防災意識の向上に加え、防災政策の高度化の実現を検討します。自助 公助

■ 避難施設の確保

- ・特にJR緒川駅東側において、協定締結などによる民間施設の災害時支援協定などの拡充や追加を推進します。共助 公助
- ・地区計画制度の活用を検討します。(例:避難路、避難施設、雨水貯留浸透施設を地区施設として位置付け、居室の床面の高さの最低限度、敷地の地盤面の高さの最低限度などのルール化)公助
- ・避難場所(指定避難所)の確保(ハザード区域内の避難所やコロナ対策による収容量の減少対策など)を検討します。また、福祉避難所や車中泊避難所の確保・充実を検討します。公助

■ 避難対策

- ・マイ・タイム・ライン(個別防災行動計画)の作成を推進します。特に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとの避難支援などを実施するため、個別避難計画の作成を推進します。自助 共助 公助
- ・想定されている災害ハザードに基づいた避難訓練の実施を図ります。公助
- ・想定されている災害ハザード情報を踏まえた地域における自助・共助の取組について話し合うワークショップの開催を支援するなど、事前の防災まちづくりの取組を推進します。自助 共助 公助
- ・地域の特性に応じた避難対策のため、避難上のボトルネックの検証や津波などの避難シミュレーションの実施を推進します。自助 公助

■ ハード対策

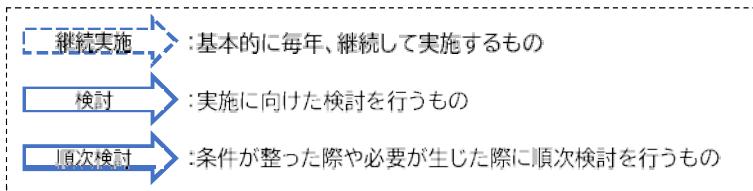
- ・高台へ安全に避難するための道路などの整備を推進します。公助
- ・住宅嵩上げなどに対する補助について検討します。公助
- ・公共施設の整備に際しては、災害ハザードの少ない区域への移転を検討すると共に、拠点や用地などにより、止むを得ない場合には、想定されている浸水に対応するハード対策を検討します。(例えば、地盤の嵩上げ、浸水対応の建築計画、一団地の都市安全確保拠点施設など)公助
- ・農地などを活用した雨水貯留などを推進します。公助
- ・高潮対策施設などの整備を促進します。公助

■その他

- ・関係機関、庁内各課が連携して取り組むため、庁内で連携などを図るための会議体を組織することを検討します。 公助

■防災重点エリアに位置付けた地域における具体的な取組及びスケジュール

具体的な取組	自 助	共 助	公 助	実施主体	スケジュール		
					短期 5年	中期 10年	長期 20年
■災害リスクの周知							
ハザードマップの配布、標高標示などの情報の充実	●		●	町	継続実施		
自治組織への加入や自主防災活動への参加を推進	●	●		地域	継続実施		
3D都市モデルによる災害ハザードの可視化	●		●	町	検討		
■避難施設の確保							
協定締結などによる民間施設の災害時支援協定の拡充・追加		●	●	町	検討		
地区計画制度の活用			●	町	検討		
避難場所の確保の検討			●	町	継続実施		
■避難対策							
マイ・タイム・ラインや避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進	●	●	●	町・地域	継続実施		
災害ハザードに基づいた避難訓練の実施		●		地域	継続実施		
ワークショップの開催支援	●	●	●	町	継続実施		
津波避難などのシミュレーションの実施	●		●	町	継続実施		
■ハード対策							
高台へ避難するための避難路の整備			●	町	継続実施		
住宅嵩上げなどに対する補助			●	町	検討		
公共施設の整備(想定されている浸水に対応するハード対策検討)			●	町	順次検討		
農地などを活用した雨水貯留などの推進			●	町	継続実施		
高潮対策施設などの整備			●	国、県	継続実施		
■その他							
庁内連携などを図るための会議体を組織			●	町	検討		



(2) 町全域で推進する施策

前項で整理した取組に加えて、関連計画に基づき、防災重点エリアを含めた町全域で推進する施策を以下に整理します。

種別	取組方針	施策
土砂災害	災害リスクの回避	<p>■住居の安全な地域への誘導など【町・地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの見える化、建物などの立地に関する制度の活用などにより、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進します。 <p>●土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を居住誘導区域から除外【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の予想が困難な土砂災害が懸念される土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を居住誘導区域から除外します。
	災害リスクの低減(ハード)	<p>■土砂災害対策の推進(ハード対策)【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設などの土砂災害に対する防止施設の整備を推進します。
	避難施設の確保	<p>■地域の活動拠点施設の耐災害性の強化【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防施設などの地域の活動拠点となる施設や消防救急無線などの情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進します。 <p>■避難所の耐震化などの推進【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所となる施設などの耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設などの屋上部分などへの対空表示の標示を推進します。また、避難所における再生可能エネルギーなどの導入、ライフラインの確保などを促進します。
	道路ネットワークの構築	<p>■輸送ルートの確保対策の実施【国・県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送基盤の土砂災害対策などを進めるとともに、道路整備や耐震強化を図ります。 <p>■交通渋滞による避難の遅れの回避【国・県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの検討、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面対策などを推進します。 <p>■道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の防災、地震対策や耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策などの地域の防災対策を推進します。 <p>■輸送ルート確保の強化【県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、その他交通施設に関する耐震化、耐水対策を実施し、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を推進します。
	災害リスクの低減(ソフト)	<p>■土砂災害対策の推進(ソフト対策)【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平時及び異常気象時における、土砂災害の危険性の周知を推進します。 <p>■大規模盛土造成地の宅地防災計画【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地の調査及び事前対策を推進します。また宅地所有者による自主的な取組を促すため、大規模盛土造成地マップの周知を推進します。

種別	取組方針	施策
災害	災害リスクの低減(ソフト) 【続き】	<p>■地域コミュニティ力の強化に向けた行政などの支援【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が起きた時の対応力を向上させるため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成などを通じた地域づくり、災害の事例や研究成果など共有により、地域コミュニティ力の構築を推進します。また、強化するための支援などについて、関係機関が連携し充実を図ります。 <p>■効果的な教育・啓発の実施【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの見直し・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進します。
	災害リスクの周知・意識啓発 【続き】	<p>■警戒避難体制の整備など【町・民間・地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身を守る行動のとり方などについて、学校や職場、地域の自主防災組織などを通じ、防災訓練や防災計画の普及・啓発などにより防災教育などを推進します。 <p>■住民などの自発的な防災行動の促進【町・地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災計画の普及・啓発などにより、住民などの自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。
水害	災害リスクの回避	—
	災害リスクの低減(ハード)	<p>○雨水貯留浸透施設設置の支援【県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透施設設置の支援を推進します。 <p>■河川・海岸堤防の耐震化など【県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波による浸水を防ぐため、堤防の耐震化などを促進します。また、粘り強い構造への強化などを促進します。 ・河川・海岸の堤防、水門、排水機場などの耐震化、老朽化対策などを推進します。 <p>■河川・海岸の樋門・排水機場などの耐震化の推進【県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の河口部や海岸にある樋門や排水機場などが、地震後も操作が可能となるよう耐震補強などを推進します。 <p>■高潮対策施設の整備【県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸地域においては、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、排水機場の整備などの高潮対策を推進します。 <p>■○ため池の防災対策の推進【県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池や調整池について老朽化対策や地震対策を推進します。 <p>○河道拡幅・河床掘削【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・境川・逢妻川の下流部での流下能力不足を解消するため、河道拡幅・河床掘削を実施します。 <p>■防災インフラの耐震化・液状化対策などの推進【県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川・海岸堤防などの防災インフラについては、住民の生命・財産を守るために耐震化・液状化対策などを進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・沿岸部において、堤防の嵩上げ、水門などの自動化・遠隔操作化などの整備を推進します。

種別	取組方針	施策 ■:東浦町地域強靭化計画、○:境川水系流域治水プロジェクト、●:その他
	<p>災害リスクの低減(ハード)【続き】</p> <p>河川・海岸堤防などのハード対策【続き】</p>	<p>■排水機場などの防災対策の推進【国・県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場などの耐震化を推進します。また、排水機場などは常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、計画的な整備・維持管理を推進します。 <p>■ため池の防災対策の推進【国・県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ため池などの農業水利施設などの耐震化などの施設整備を推進します。 <p>■公共下水道の整備推進【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道雨水整備について、「雨水管理総合計画」に基づき、特に浸水被害のあった緊急度の高い地域から優先的に整備を推進します。
	<p>避難施設の確保</p>	<p>■地域の活動拠点施設の耐災害性の強化【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防施設などの地域の活動拠点となる施設や消防救急無線などの情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進します。 <p>■避難所の耐震化などの推進【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所となる施設などの耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設などの屋上部分などへの対空表示の標示を推進します。また、避難所における再生可能エネルギーなどの導入、ライフラインの確保などを促進します。 <p>■防災拠点の耐震化などの推進【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災拠点として位置付けられている公共施設などの耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び津波に対して耐震化や水害対策などを推進します。
	<p>道路ネットワークの構築</p>	<p>■輸送ルートの確保対策の実施【国・県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送基盤の地震、津波、洪水、高潮対策などを進めるとともに、道路整備や耐震強化を図ります。 <p>■道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の防災、地震対策や耐津波強化対策を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策などの地域の防災対策を推進します。 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されることがないよう、排水ポンプ増強を検討するなど、道路ネットワークの耐災害性の強化を図ります。 <p>■交通施設の防災対策の推進【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路橋梁の耐震補強や施設の耐震化、液状化対策、津波対策、浸水対策など、交通インフラそのものの強化及び周辺の対策を推進します。 <p>■輸送ルート確保の強化【県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、その他交通施設に関する耐震化、耐水対策を実施し、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を推進します。 <p>■幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進【県・町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震や津波、洪水、高潮などの浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策を検討します。 <p>■沿道の住宅・建築物の耐震化の促進【町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への耐震診断・耐震改修などの対策を促進します。

種別	取組方針	施策 ■:東浦町地域強靭化計画、○:境川水系流域治水プロジェクト、●:その他
	<p>災害リスクの低減(ソフト)</p> <p>災害リスクの周知・意識啓発</p>	<p>■○洪水ハザードマップの見直し【町】 ・公表される浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップを隨時見直し、町民への周知・啓発を行います。</p> <p>■効果的な教育・啓発の実施【町】 ・ハザードマップの見直し・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進します。</p> <p>■個別企業BCP策定などの促進【町・民間】 ・個別企業のBCPについては、中小企業活性化補助金による策定などの支援を行い、普及活動を推進します。</p>
	<p>避難対策</p>	<p>■○マイ・タイム・ラインの作成支援【県・町・地域】 ・最大規模の洪水・高潮などに係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難・救助・救急・緊急輸送などができるよう、協働してタイムラインの策定を検討します。</p> <p>・大型台風などの接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討します。</p> <p>■避難場所・避難路の誘導・拡充など【町・民間】 ・著しい浸水が生じるおそれがある地域については、迅速な高台への避難を行うことができるよう、避難誘導表示板などの拡充を図ります。</p> <p>■継続的な防災訓練や防災教育の推進など【町・地域・民間】 ・学校や職場、地域の自主防災組織などを通じ、継続的に防災訓練や防災教育などを推進します。</p> <p>■地域コミュニティ力の強化に向けた行政などの支援【町】 ・災害が起きた時の対応力を向上するため、ハザードマップの見直しや訓練・防災教育、防災リーダーの育成などを通じた地域づくり、災害の事例や研究成果などの共有により、地域コミュニティ力の構築を推進します。また、強化するための支援などについて、関係機関が連携し充実を図ります。</p> <p>■住民などの自発的な防災行動の促進【町・地域】 ・防災計画の普及・啓発などにより、住民などの自発的な防災活動に関する計画策定を促進します。</p> <p>■交通渋滞による避難の遅れの回避【国・県・町】 ・交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの検討、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面対策などを推進します。</p> <p>■避難の円滑化・迅速化【町】 ・災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施などを促進するための方策を検討し、避難の円滑化・迅速化を図るための取組の充実を図ります。</p>

第8章 計画の評価及び進捗管理

8-1 評価指標の設定

まちづくりの方針（ねらい）及び誘導方針に対応する評価指標及び目標値を以下に設定します。また、評価指標のみでは、得られる効果にも限りがあり、まちづくりとしては、様々な要因が影響すると考えるため、概ね5年毎に実施される住民意識調査の住民満足度も合わせて確認していくものとします。

※「住民意識調査」は、「東浦町総合計画」の策定、中間評価や次期基本計画策定に向けて実施する16歳以上の町民を対象に実施したアンケート調査

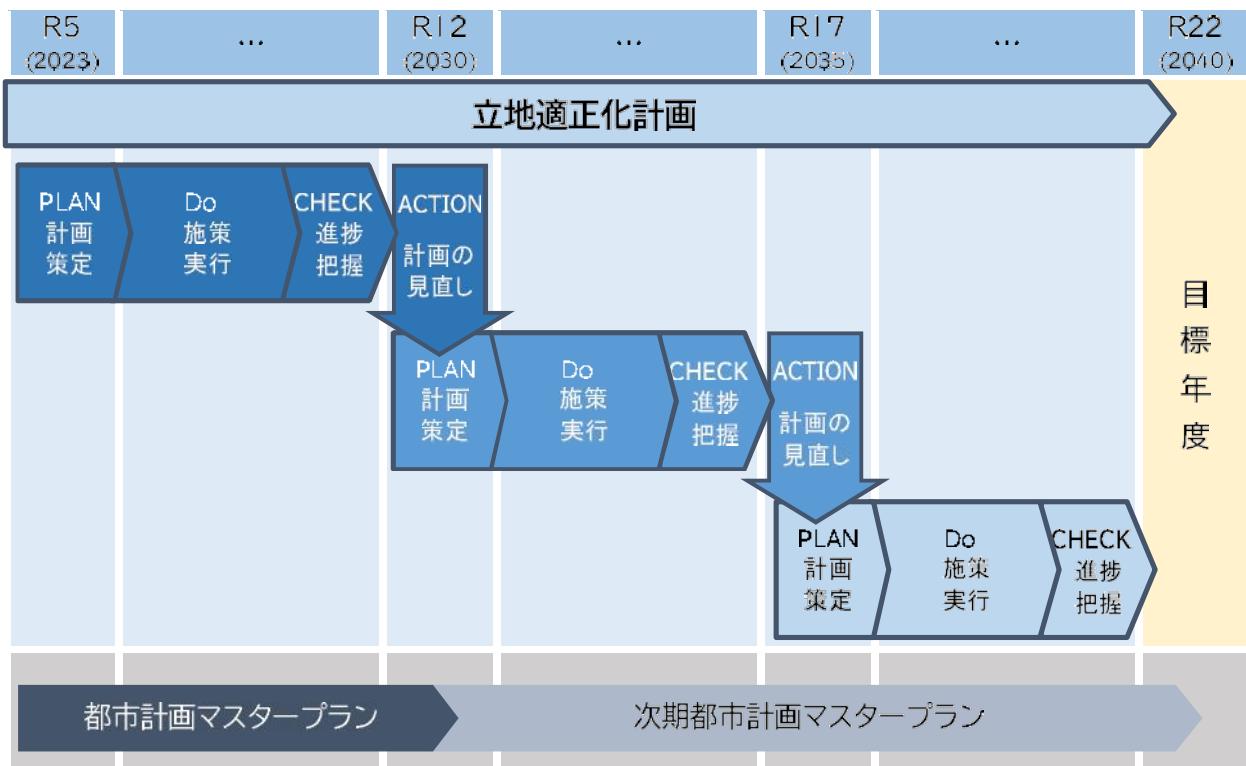
まちづくりの方針 (ねらい)	指標												
身近に都市機能が分布する便利で快適に日常生活がおくれるまち	<p>【都市機能】</p> <p>1 - ①生活利便施設の徒歩圏カバー率</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>医療施設：92.1% 福祉施設：90.8% 商業施設：53.4% (R2 (2020))</td> </tr> <tr> <td>目標値 (2040)</td> <td>医療施設：92.2%以上 福祉施設：91.0%以上 商業施設：54.2%以上</td> </tr> </table> <p>※生活利便施設からの徒歩圏域は、国土交通省の「都市構造の評価に関するハンドブック(平成26(2014)年8月)」を参照し、一般的な徒歩圏800mを採用。 ※現状値は令和2(2020)年時点の100mメッシュ人口より集計。なお、メッシュが徒歩圏内外にまたがる場合は、面積按分により算出。</p> <p>1 - ②都市機能誘導区域内への地域活性化施設の新規立地件数</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>目標値 (2040)</td> <td>JR緒川駅周辺、JR東浦駅周辺で各2施設以上</td> </tr> </table> <p>【居住】</p> <p>1 - ③居住誘導区域内の可住地人口密度</p> <table border="1"> <tr> <td>現状値</td> <td>93.3人/ha (R2 (2020))</td> </tr> <tr> <td>目標値 (2040)</td> <td>80人/ha以上</td> </tr> </table> <p>※居住誘導区域面積 約655.60ha ※可住地面積(H30都市計画基礎調査を基に集計)450.89ha ※「第6次東浦町総合計画」に即し、本町の将来人口45,000人を達成するために必要な居住誘導区域内人口密度を設定</p>	現状値	医療施設：92.1% 福祉施設：90.8% 商業施設：53.4% (R2 (2020))	目標値 (2040)	医療施設：92.2%以上 福祉施設：91.0%以上 商業施設：54.2%以上	現状値	-	目標値 (2040)	JR緒川駅周辺、JR東浦駅周辺で各2施設以上	現状値	93.3人/ha (R2 (2020))	目標値 (2040)	80人/ha以上
現状値	医療施設：92.1% 福祉施設：90.8% 商業施設：53.4% (R2 (2020))												
目標値 (2040)	医療施設：92.2%以上 福祉施設：91.0%以上 商業施設：54.2%以上												
現状値	-												
目標値 (2040)	JR緒川駅周辺、JR東浦駅周辺で各2施設以上												
現状値	93.3人/ha (R2 (2020))												
目標値 (2040)	80人/ha以上												

まちづくりの方針 (ねらい)	指標												
鉄道駅や公共施設などに行きやすい気軽に外出できるまち	<p>【公共交通】</p> <p>2 - ①鉄道駅・バス停の徒歩圏人口カバー率</p> <table border="1" data-bbox="520 413 1283 525"> <tr> <td>現状値</td> <td>95.1% (R2 (2020))</td> </tr> <tr> <td>目標値 (2040)</td> <td>現状値以上</td> </tr> </table> <p>※鉄道駅、バス停からの徒歩圏域は、国土交通省の「都市構造の評価に関するハンドブック(平成 26(2014)年 8 月)」を参照し、鉄道駅は 800m、バス停は 300m を採用。</p> <p>※現状値は令和 2(2020)年時点の 100m メッシュ人口より集計。なお、メッシュが徒歩圏内外にまたがる場合は、面積按分により算出。</p>	現状値	95.1% (R2 (2020))	目標値 (2040)	現状値以上								
現状値	95.1% (R2 (2020))												
目標値 (2040)	現状値以上												
安心して住み続けられるまちづくり	<p>【防災】</p> <p>3 - ①自主防災訓練数</p> <table border="1" data-bbox="520 817 1283 929"> <tr> <td>現状値</td> <td>19 回/年 (H29 (2017))、9 回/年 (R3 (2021))</td> </tr> <tr> <td>目標値 (2040)</td> <td>36 回/年以上</td> </tr> </table> <p>※総合計画の考え方を踏襲し、自主防災組織で年2回以上実施を想定し目標値を設定</p> <p>3 - ②防災協定施設の新規件数</p> <table border="1" data-bbox="520 1064 1283 1176"> <tr> <td>現状値</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標値 (2040)</td> <td>2 件以上</td> </tr> </table> <p>3 - ③公共下水道雨水整備率</p> <table border="1" data-bbox="520 1244 1283 1356"> <tr> <td>現状値</td> <td>57.3% (R3 (2021))</td> </tr> <tr> <td>目標値 (2023)</td> <td>62.3% 以上</td> </tr> </table> <p>※目標値は総合計画の令和5(2023)年目標値と整合しており、令和5(2023)年以降は計画改定に合わせて目標値も見直します。</p>	現状値	19 回/年 (H29 (2017))、9 回/年 (R3 (2021))	目標値 (2040)	36 回/年以上	現状値	—	目標値 (2040)	2 件以上	現状値	57.3% (R3 (2021))	目標値 (2023)	62.3% 以上
現状値	19 回/年 (H29 (2017))、9 回/年 (R3 (2021))												
目標値 (2040)	36 回/年以上												
現状値	—												
目標値 (2040)	2 件以上												
現状値	57.3% (R3 (2021))												
目標値 (2023)	62.3% 以上												

8-2 進捗管理の方針

本計画は、概ね 20 年後の令和 22（2040）年度を目標とする長期的な計画です。このため、計画の進捗状況を確認するため、概ね 5 年ごとを目安に、本計画に定めた施策の実施状況や評価指標の推移などについて定期的に調査、分析します。

また、計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて適宜、本計画の見直しを行うなど、柔軟な進行管理を行います。



参考資料

1 用語解説

用語	解説
あ行	
インフラ	インフラストラクチャー(infra-structure)の略。道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、社会や産業の基盤として整備される施設。
雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に溜めたり、地下に浸透させ、河川への流出量を抑制する施設。
オープンスペース	公園、広場など、建物に覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称で、町民に対して開かれた空間。
か行	
観光交流拠点	非日常利用が多い施設が立地する新たな拠点。
既存ストック	これまでに整備された都市基盤、建築物などの蓄積のこと。
グリーンスローモビリティ	時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。
公共施設	本計画では、役場庁舎をはじめとする公共建築物と道路や上下水道などのインフラ施設を合わせた施設の総称。
工業専用地域	用途地域のひとつで、工業の利便を増進するために定める地域。
コワーキングスペース	共有型のオープンスタイルのオフィススペース
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
さ行	
サテライトキャンパス	社会人など時間的・地理的制約などにより大学の本校に継続的に通うことが困難な者に対して、授業の一部を行う大学の本校以外の場所。これにより、例えば、企業などの多数存在する地域や交通の便の良い場所に教育・研究の場を提供することが可能となる。
シェアオフィス	企業や個人が利用するためのオフィス空間や設備を共有する貸しオフィスのこと。
市街化区域	都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域および概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第 7 条第 2 項に基づいて計画決定された区域。
市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制すべき区域として、都市計画法第 7 条第 3 項に基づいて計画決定された区域。
集約型都市	主要駅周辺などの中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造。

用語	解説
集約型都市構造	都市圏内の一定の地域を集約拠点として位置付け、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。
垂直避難	水害などの災害発生時に、今いる建物や目の前にある建物において、なるべく高層階へ移動する避難方法のこと。
3D都市モデル	都市空間をデータによって再現したもの。
生活利便(生活サービス機能)	商業施設、医療施設、福祉施設など、都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な機能のこと。(生活側からの視点)
た行	
地区計画	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園などの施設の配置や、建築物の建て方などについて、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。
DID	Densely Inhabited District の略で、人口集中地区のこと。原則、国勢調査において、人口密度が 40 人/ha 以上の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地域。
定住自立圏	中心市と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することにより形成された圏域。各圏域において生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化が求められ、地方都市への定住促進が期待される。
低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。市街地として、住宅地、工業地、商業地などに利用すべき土地であれば、農地なども低利用地に該当する。
都市機能	文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能のこと。(都市側からの視点)
都市基盤	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった、町民の生活や産業活動を支える施設。
都市計画運用指針	国土交通省が策定しており、国として、今後、都市政策を進めていく上で都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、具体的な運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方のもとでなされることを想定しているかなどについて原則的な考え方を示したもの。
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

用語	解説
都市のスponジ化	都市の内部で空き家や空き地などが、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更に関する事業。
徒歩圏カバー率	町全体の人口に対する各種施設からの徒歩圏内人口が占める割合。
は行	
パークアンドライド	都市部の交通混雑や環境負荷の緩和を図るため、自動車を郊外の駐車場に停めて、鉄道やバスに乗り継いで都心に入る方法。
BCP	Business Continuity Plan(事業継続計画)の略。何らかの障害が発生した場合に重要な業務が中断しないこと、または業務が中断した場合でも目標とした復旧時間内に事業が再開できるようにするための対応策などを定めた包括的な行動計画。
扶助費	社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者及び生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費のこと。
や行	
用途地域	都市計画法の地域地区の1つで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、住居系が8種類、商業系が2種類、工業系が3種類の合計13種類がある。
ら行	
立地ポテンシャル	施設などが立地する潜在力、可能性。
わ行	
ワークショップ	専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場。

2 策定経緯

日時	名称	議題等
令和3年 12月1日(水)	第1回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の策定方針について <ul style="list-style-type: none"> (1)立地適正化計画の概要 (2)策定スケジュール (3)策定体制 ・議題 <ul style="list-style-type: none"> (1)関連計画の整理 (2)都市構造上の課題の分析
令和4年 1月13日(木)	第1回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選出について ・立地適正化計画の策定方針について <ul style="list-style-type: none"> (1)立地適正化計画の概要 (2)策定スケジュール (3)策定体制 ・議題 <ul style="list-style-type: none"> (1)関連計画の整理 (2)都市構造上の課題の分析 (3)立地適正化に関する方針
令和4年 2月28日(月)	第2回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 <ul style="list-style-type: none"> (1)居住誘導区域案 (2)都市機能誘導区域及び誘導施設案
令和4年 3月15日(火)	第2回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化に関する方針について <ul style="list-style-type: none"> (1)目標すべき都市構造 ・議題 <ul style="list-style-type: none"> (1)居住誘導区域案について (2)都市機能誘導区域・誘導施設案について
令和4年 3月30日(水)	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告事項 東浦町立地適正化計画素案の中間報告について
令和4年 6月3日(金)	第3回 作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 <ul style="list-style-type: none"> (1)前回の検討委員会等の主な意見について (2)防災指針について (3)居住誘導区域の設定について（再検討） (4)都市機能誘導区域及び誘導施設の設定について（再検討） (5)誘導施策について
令和4年 7月5日(火)	第3回 検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・議題 <ul style="list-style-type: none"> (1)前回の主な意見について (2)居住誘導区域の設定について（再検討） (3)都市機能誘導区域・誘導施設の設定について（再検討） (4)誘導施策について (5)防災指針について

日時	名称	議題等
令和4年 9月1日(木)	第4回 作業部会	・議題 (1)居住誘導区域の設定について (2)都市機能誘導区域・誘導施設の設定について (3)誘導施策 (4)防災指針について
令和4年 10月17日(月)	第4回 検討委員会	・議題 (1)前回の主な意見について (2)居住誘導区域の設定について（再検討） (3)都市機能誘導区域・誘導施設の設定について（再検討） (4)誘導施策について (5)防災指針について
令和4年 11月10日(木)	第5回 作業部会	・議題 (1)第4回作業部会及び検討委員会の主な意見対応について (2)居住誘導区域の設定について（修正事項の確認） (3)都市機能誘導区域・誘導施設の設定について（修正事項の確認） (4)誘導施策について（修正事項の確認） (5)防災指針について (6)計画の評価及び進捗管理
令和4年 12月2日	第5回 検討委員会	・議題 (1)前回の意見及び対応方針について (2)防災指針の一部について (3)評価指標について (4)東浦町立地適正化計画（素案）について
令和4年 12月21日(水)	都市計画審議会	・報告事項 東浦町立地適正化計画案の報告について
令和4年 12月25日(日)	東浦町立地適正化計画 講演会・説明会	・第1部 基調講演「立地適正化計画で東浦町はどうなるか」 講師：秀島栄三氏 （名古屋工業大学大学院工学研究科教授） ・第2部 説明会「東浦町立地適正化計画案の説明」 説明者：東浦町都市整備部都市計画課 職員
令和5年1月1～ 1月31日	パブリックコメント	・東浦町立地適正化計画（案）への意見募集 (意見：0件)
令和5年 2月14日(火)	第6回 作業部会	・議題 (1) 東浦町立地適正化計画（案）について
令和5年 3月1日(水)	第6回 検討委員会	・議題 (1) 東浦町立地適正化計画（案）について
令和5年 3月16日(木)	都市計画審議会	・報告事項 東浦町立地適正化計画案の報告について

3 立地適正化計画検討委員会

(東浦町立地適正化計画検討委員会設置要綱)

東浦町立地適正化計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画（以下「東浦町立地適正化計画」という。）を定めるに当たり、住宅及び都市機能増進施設（同条に規定する都市機能増進施設をいう。以下同じ。）の立地の適正化等について意見を聴取するため、東浦町立地適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 東浦町立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会を所管する課の長（以下「所管課長」という。）が依頼する。

- (1) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関して知識経験を有する者
- (2) 關係行政機関の職員
- (3) 公募により選考された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から東浦町立地適正化計画が策定される日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて所管課長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会にその専門的事項を検討するため、作業部会を置く。

2 作業部会に部会長を置き、部会長は所管課長をもって充てる。

3 作業部会は、部会長が指名する者をもって構成する。

4 部会長は、作業部会の会務を総理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

この要綱は、東浦町立地適正化計画の策定の日をもって、その効力を失う。

(東浦町立地適正化計画検討委員会 委員名簿)

(順不同・敬称略)

所属団体等	氏名	備考
名城大学 名誉教授	海道 清信	◎委員長
名古屋工業大学大学院工学研究科 教授	秀島 栄三	
東浦町商工会 副会長	鈴木 友和	
東海旅客鉄道株式会社 企画開発部 担当部長	木村 誠司(令和3年度) 平井 崇士(令和4年度)	
連絡所長代表(森岡連絡所長)	水野 博隆	○副委員長
連絡所長副代表(緒川新田連絡所長)	野村 雅廣	
東浦町社会福祉協議会 事務局長	高見 靖雄	
子育て応援プロジェクト「ゆめいろ」代表	平野 智子	
東浦町教育委員会 教育委員	杉浦 政代	
(公社)愛知県建築士会半田支部	神谷 優	
名古屋市港防災センター 防災教育アドバイザー	近藤 ひろ子	
愛知県都市・交通局都市計画課長	小井手 秀人(令和3年度) 木村 昌博(令和4年度)	
愛知県知多建設事務所長	片山 貴視(令和3年度) 神谷 孝明(令和4年度)	
住民(公募員)	兵藤 高志	

(東浦町立地適正化計画検討委員会作業部会 部会員名簿)

令和3年度		令和4年度	
建設部	技監	建設部及び都市整備部	技監
企画政策部	企画政策課長	企画政策部	企画政策課長
総務部	財政課長	総務部	財政課長
	防災交通課長		防災危機管理課長
健康福祉部	ふくし課長	健康福祉部	ふくし課長
	児童課長		児童課長
	健康課長		健康課長
生活経済部	農業振興課長	生活経済部	農業振興課長
	商工振興課長		商工振興課長
建設部	土木課長	建設部	道路河川課長
	都市計画課長		土木維持管理課長
	都市整備課長		上下水道課長
	上下水道課長	都市整備部	都市計画課長
教育部	学校教育課長	教育部	公園緑地課長
	生涯学習課長		まちづくり課長
	図書館長		学校教育課長
	スポーツ課長		生涯学習課長
			スポーツ課長

4 立地適正化計画講演会・説明会

内容	<p>第1部 13時45分～ 基調講演「立地適正化計画で東浦町はどうなるか」 講師：秀島栄三氏（名古屋工業大学大学院工学研究科教授）</p> <p>第2部 15時～ 説明会「東浦町立地適正化計画案の説明」 説明者：東浦町都市整備部都市計画課 職員</p>
参加者	43名



考えませんか？

今後の人口減少・少子高齢化に備えて、
コンパクトなまちづくり

東浦町
**立地適正化計画
講演会・説明会**

全国的な人口減少・少子高齢化を背景に、町でもコンパクトなまちづくりを進めていく必要があるため「東浦町立地適正化計画」の策定を進めています。令和4年度末の策定を目指し、計画案を作成しました。計画案の説明と今後のまちづくりに重要なコンパクトシティの基本方針について講演を行い、将来の東浦町に必要なまちづくりを考えます。

とき 12月25日(日)
午後1時30分～16時(予定)

東浦町
ところ 勤労福祉社会館2階 会議室1
(東浦町大字石浜字岐路28-2)

秀島 栄三氏
名古屋工業大学大学院工学研究科教授。専門は土木計画・都市計画・政策科学。1992年京都大学助手、1996年博士(工学)。1998年名古屋工業大学講師、2012年から現職。他に愛知県都市計画審議会会長や町都市計画審議会委員、特定非営利活動法人レスキュー・ストックヤード理事などを務める。著書に「土木と景観－風景のためのデザインとマネジメント」(学芸出版社、共著)など。

参加費無料

- 定員 70名(先着順)
※定員に空きがある場合は、当日参加可能
※基調講演のみの聴講も可能
- 内 容
 - ・第1部…講演 午後1時45分～(予定)
「立地適正化計画で東浦町はどうなるか」
講師 名古屋工業大学 大学院
工学研究科教授 秀島 栄三氏
 - ・第2部…説明会 午後3時～(予定)
「東浦町立地適正化計画案の説明」
都市計画課職員
- 申込み 12月21日(水)までに氏名・住所・電話番号を電話、FAX、メール、あいち電子申請・届出システムで問い合わせ先へ

問い合わせ 東浦町役場 都市整備部 都市計画課
TEL 0562-83-3111 (内線332・334) / FAX 0562-84-6422 / メール toshikeikaku@town.aichi-higashiura.lg.jp